



第 4 期

地域福祉計画地域福祉活動計画

~ みんなで支えあう 福祉のまちづくり ~



行橋市 地域福祉計画 地域福祉活動計画 【第4期】

―みんなで支えあう 福祉のまちづくりー

令和5年3月 行 橋 市

ごあいさつ



本市では、平成21年度に「第1期行橋市地域福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが安心して自立した生活が送れるように地域福祉の推進に取り組んできました。その後も社会的背景や社会福祉法において定義された地域生活課題を反映しながら計画の見直しを重ね、今般「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に「第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

近年では、少子高齢化の急速な進展や核家族化など地域のつながりが希薄化し、価値観やライフスタイルの変化により地域社会は大きく変わってきました。それに伴い、災害時における高齢者や障がい者等への支援の問題、虐待にひきこもりや孤独死など様々な地域生活課題が生じています。

本計画では、行政や専門機関等が行う高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の分野別・対象別での対応に加え、地域住民等がそのような制度のはざまにおける課題により悩みを抱える人を取り残さない包括的な支援を行っていくことを目指しています。また、地域福祉を推進する上で、中心的な機関である社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」を盛り込んだ一体的な計画にしました。

本市としても、市民の皆様一人ひとりのウェルビーイング(幸せ)に重点を当てた「市民が主役のまちづくり」を実現するために、これまでの支援に加え、充実した福祉サービスの提供を目指し、これまで以上に社会福祉協議会やさまざまな機関と連携を図り、暮らしやすい地域をともに創っていきたいと思っています。そのためにも市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多くのご意見・ご提言を賜りました推進委員・推進実 務者委員の皆様をはじめ貴重なご意見をいただきました市民・関係団体の皆様に心から 厚くお礼申し上げます。

> 令和5年3月 行橋市長 工藤 政宏

ごあいさつ



本会では平成 21 年度に第 1 期「行橋市地域福祉計画」が策定されて以降、行政の計画と一体となって地域づくり、ひとづくりの両面から「みんなで支えあう福祉のまちづくり」の推進に努めて参りました。

特にこの近年では、新型コロナウイルスの影響により、地域活動が制限されることによる地域の孤独、孤立といった課題に加え、多くの世帯から生活福祉資金貸付制度を始めとした生活に関するご相談をいただきました。当会では「地域のつながりの再構築」「あらゆる生活課題への対応」を目標に掲げ、あらゆる世代が参加し、ともに支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」への実現を目指し、これまで以上に公的な福祉サービスや様々な団体との協働を進めていくことの重要性を感じているところです。

今回の第4期計画では、これまでの計画進捗状況や活動内容の見直しを図り、多様化する地域生活課題への対応、そして今後の地域共生社会の実現に向けて、課題の早期発見、解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」と「参加支援」を進める一方で、法人後見事業を始めとした権利擁護体制の充実、障がい者や高齢者等の包括的相談など、より広く、深い相談支援に取組めるよう、制度や仕組みに捉われない他分野横断的な相談体制の構築を掲げています。地域づくり・参加支援・相談支援のそれぞれの事業や取組みが連携し、重なり合うことで支え手・受け手という従来の関係を超えて「みんなで支えあう福祉のまちづくり」に取り組んで参りますので、関係機関や地域の皆様のご理解・ご協力を引き続きよろしくお願い致します。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様にお礼を申し上げますとともに、今後ともさらなるお力添えをお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会 会長 山中 雅文

第4期 行橋市地域福祉計画·地域福祉活動計画 目 次

		2.25
	7777	・ ない∃ △ \
< ap 1		
	. ov	术态。丽一

第1章	章 第4期計画の策定にあたって1
1	計画策定の背景と趣旨1
2	計画の性格2
3	地域福祉計画のポイント
4	計画の期間
5	計画の策定体制6
第2章	章 行橋市の現状と課題8
1	
2	市民アンケート調査結果の概要16
3	民生委員・児童委員アンケート調査結果の概要25
4	関係団体アンケート調査の結果の概要31
5	第3期地域福祉計画の検証・評価37
第3章	章 計画の基本的な考え方48
1	基本理念
2	基本目標
3	計画の体系52
4	「地域」福祉生活圏のイメージ53
5	計画の概要(グランドデザイン)54
く第	2部 各論>
第1章	
1	地域住民等のための地域活動拠点の整備や開拓59
2	地域住民等による地域福祉活動の推進61
3	地域における避難行動要支援者の把握と日常的な見守り推進65
4	地域において地域生活課題を把握し解決を試みることができる協議の場づくり69

第2章	章 基本目標 2 いつでも相談しやすい相談支援のしくみづくり71
1	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備71
2	福祉サービスを必要とする地域住民への適切な情報提供74
3	地域福祉を推進する人材の活動支援や養成77
第3章	章 基本目標3 さまざまな機関が連携して支援できるしくみづくり80
1	権利擁護体制の推進80
2	多機関協働による相談体制の整備84
3	地域が必要とする「地域における公益的な取組」の実施86
く第	3部 計画の推進方法>
〈第	3 部 計画の推進方法> 計画内容や進捗状況の周知 91
1	計画内容や進捗状況の周知91
1	計画内容や進捗状況の周知
1 2 3	計画内容や進捗状況の周知91協働による計画推進91計画推進に適した庁内体制の整備91
1 2 3 4	計画内容や進捗状況の周知91協働による計画推進91計画推進に適した庁内体制の整備91
1 2 3 4	計画内容や進捗状況の周知
1 2 3 4	計画内容や進捗状況の周知

■「障がい」の表記について ■

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、「障害」を「障がい」と、ひらがな表記しています。ただし、法律・条例や制度等の名称、施設・法人・団体等の固有名詞が漢字表記の場合は、そのまま「障害」と表記しています。

第1部総

総論





第1章

第4期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・複合化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化 や後継者不足等も進んでおり、地域における支えあいの力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、 個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍 化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題で す。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、 従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、 だれもが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがはじまりました。

本市では、平成 21 年度に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」の制定と併せて「行橋市地域福祉計画」(第1期計画)を策定後、平成 24 年度に「第2期地域福祉計画」、平成 28 年度に「第3期地域福祉計画(平成 29 年度~令和4年度)」を策定し、「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、市民参加と協働のもと、市民、地域活動団体、事業者、行橋市社会福祉協議会、行政が一体となって地域福祉施策の推進に努めてきました。

また、行橋市社会福祉協議会においても「地域福祉活動計画」を策定し、両計画がそれぞれ整合を図りながら地域福祉活動を展開しています。

本計画は、これまでの地域福祉施策の達成状況や本市の現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民、地域活動団体、事業者、行橋市社会福祉協議会、行政が一体となり地域福祉施策を推進するために、行橋市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」等を一体的に盛り込んだ「第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和5年度~令和10年度)」です。



2 計画の性格

(1)「市町村地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の概要

「市町村地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

『社会福祉法』(地域福祉に関する条文の抜粋) (目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

- 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域 社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下 「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

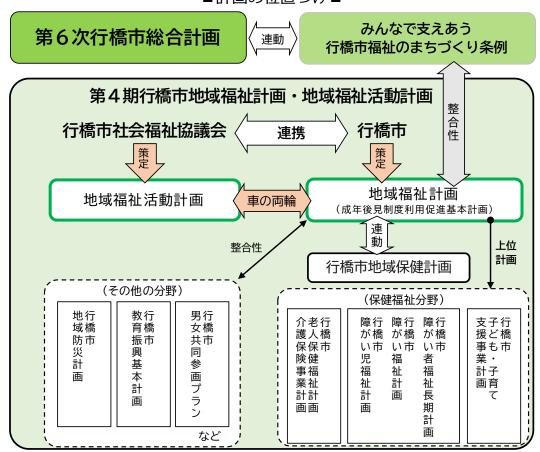
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2)「行橋市地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の位置づけ

- ◆ 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定するものです。
- ◆ 「第6次行橋市総合計画」における「基本理念2 共生するまち」の実現に向けた主要施策「地域の福祉力の向上」「福祉のまちづくりの推進」「公共施設のユニバーサルデザイン」、また「基本理念3 活躍するまち」の実現に向けた主要施策「高齢者の社会参加の機会づくり」の施策方針との整合性を図っています。
- ◆ 保健福祉分野の個別計画である「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「行橋市障がい 者福祉長期計画」「行橋市障がい福祉計画」「行橋市障がい児福祉計画」「行橋市子ども・子育て 支援事業計画」及び「行橋市地域保健計画」等の計画に共通する地域福祉の理念を明示すると ともに、地域福祉実践の推進を図るための基本的な方向性を定めた保健福祉分野の「上位計画」 に位置づけられます。
- ◆ 平成 21 年度に制定した「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」と整合性を図りながら、福祉のまちづくりを推進していきます。
- ◆ また、防災・防犯対策やまちづくり、男女共同参画、教育等の保健福祉分野以外の関連分野の 条例・計画等とも整合性を図っています。
- ◆ さらに、行橋市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に盛り込んだ計画として策定しています。

■計画の位置づけ■





3 地域福祉計画のポイント

国は、少子高齢化による影響への対応の1つとして、地域福祉の推進によって"地域共生社会"の実現を目指しています。

"地域共生社会"とは?

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」 (平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)より)

しかしながら、"地域共生社会"の実現を目指すうえで、課題が出てきました。

- ①少子高齢化により、人手が不足していること
- ②支援の必要性が特に高い高齢者や障がいがある人、生活困窮者などは、元々地域とのつ ながりが比較的薄く、支援につながりにくいこと
- ③生活習慣の変化などの影響で、家族や共同体の在り方が変わり、これまでの家族や共同体を基礎とした社会保障制度の存続が難しくなってきていること

そこで、これらの課題解決と"地域共生社会"の実現のため、社会福祉法が改正され(平成 29 年 6月2日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行)、市町村における『包括的な支援体制』の整備が努力義務化されました。その後、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する動きが強まっています。

これまでの支援体制は、支援を必要とする人が把握できていることが大前提であり、また、現金や現物を支給することで解決する比較的シンプルな課題を抱えている人に対するアプローチでした。一方で、支援が必要だと声をあげられない人や、複数の課題が複雑に絡み合った人、ニーズの変更に伴う柔軟な対応が必要な人(子どもが生まれた、介護が必要になったなど)に対しては、適切な支援ができない状態が続いていました。

そのため、本計画ではこれまでの支援体制(現金や現物支給等)に加え、人や社会とのつながりがもてる環境づくりに向けたアプローチを進めるとともに、今まで行政や専門機関等が、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の分野別・対象別で対応してきたものに加え、多機関の横軸の連携による支援体制を強化することや、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人々に対し行政や専門機関等から積極的に働きかけて情報提供・支援を行うアウトリーチ体制を強化することで、これまで見えていなかった支援ニーズの把握や継続的な支援・対応へとつなげる取り組みが重要となってきます。

また、令和7年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者を迎えることもあり、病気にかかる高齢者や既に持病がある高齢者が増加し、病院に行く人、入院する人が増加することが予想されます。障がい福祉分野では、障がい者支援施設に入所している障がい者や、精神科病院に入院している人等が、住まいの場を施設や病院から単に元の家庭に戻すのではなく、社会の中で皆が一緒に生活を送ることを目指す「地域移行」が従来から推進されています。その一方で、医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。今後は、退院した人や持病を持っている人、障がいを持つ人等が、地域で安心・安全な生活を継続できるよう医療と地域福祉の連携体制を強化していく必要があります。

『社会福祉法』(包括的な支援体制の整備に関する条文の抜粋)

(包括的な支援体制の整備)

- 第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に 応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関によ る、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的 に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に 交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉 を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援 関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一 体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和 5~10 年度までの 6 年間とします。なお、計画の期間内においても、 社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

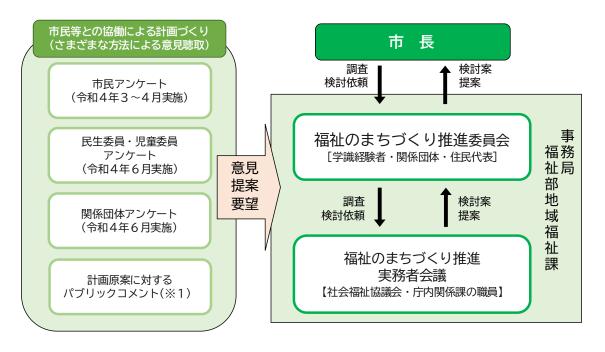
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度
第 3 期	計画						
次期計画策定 第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画							
次其	計画策定	第 4 期	行橋市地	域福祉計	画・地域	福祉活動	計画



5 計画の策定体制

本計画は、市民や地域のさまざまな関係団体等の協力なくしては推進できない計画です。このため、本市では、これまでの計画策定時と同様に今回の策定に際しても、市民や関係団体等との協働を重視し、次のようなさまざまな手法を取り入れて、市民や関係者の意見把握・反映に努めました。

■計画の策定体制及び市民との協働・意見聴取の取り組み■



^{※1} パブリックコメント:行政が計画策定等を行う際に市民等の意見を計画等により多く反映させていく ために、策定途中段階で原案等を公表し、市民等から意見提案を受ける制度。

(1) 推進委員会·推進実務者会議

本市では、平成 21 年度に策定した第1期計画の進行管理等を行う機関として、学識経験者や関係機関・団体代表等で構成する「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会」(以下、

「推進委員会」という。)と、当該推進委員会の下部組織として行橋市社会福祉協議会と庁内関係課の職員で構成する「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議」(以下、「推進実務者会議」という。)の2つの審議機関を設置し、年度ごとに計画の進捗状況の評価や計画推進のための方策の検討等を行ってきました。

今回の第4期計画策定についても、これまでの計画の進行管理から継続して、この推進委員会・ 推進実務者会議において計画内容の審議を行いました。

また、本計画の策定から、保健福祉分野以外の関係分野(防災危機管理室、人権政策課、教育総務課、指導室、生涯学習課)が推進実務者会議のメンバーに加わりました。

(2) 各種アンケート調査

本計画策定の基礎資料として、地域住民が感じる地域の課題、ボランティア活動や地域活動への参加状況などを把握するため、市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。

また、地域福祉関係者(民生委員・児童委員、地域活動団体)の活動実態や意識等を把握するため、「民生委員・児童委員アンケート調査」と「関係団体アンケート調査」を実施しました。

(3) 計画原案に対するパブリックコメント

令和5年1月16日から2月10日に、パブリックコメントを実施し、計画原案に対する意見聴取を行いました。





行橋市の現状と課題

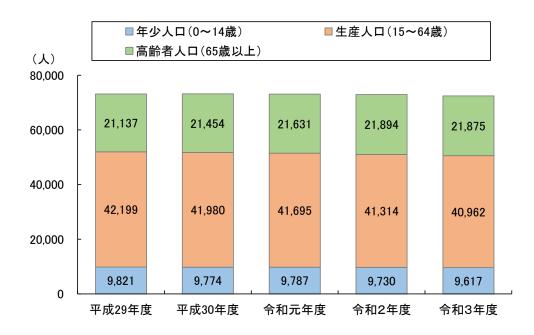
1 各種統計データからみた現状

(1) 人口・世帯の状況

令和3年度末現在の総人口は72,454人で平成30年度以降は減少傾向にあります。年少人口は9,617人、生産年齢人口は40,962人でともに減少傾向、高齢者人口は21,875人で令和2年度から減少に転じていますが、高齢化率30.2%で増加傾向にあります。

高齢化の進行、年少人口・生産年齢人口の減少が進行し、「支え手」が減少することが課題と考えられます。

【人口の推移】



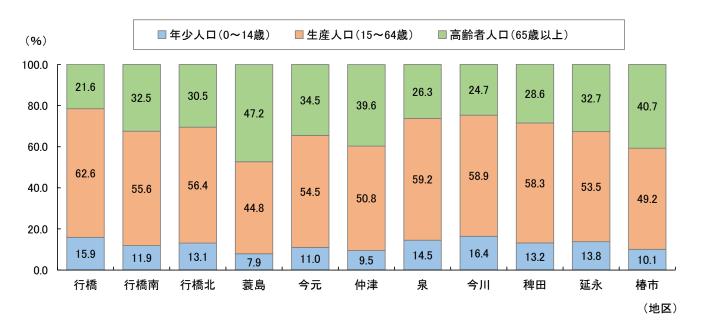
(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総人口	73,157	73,208	73,113	72,938	72,454
年少人口	9,821	9,774	9,787	9,730	9,617
(0~14歳)	13.4%	13.4%	13.4%	13.3%	13.3%
生産年齢人口	42,199	41,980	41,695	41,314	40,962
(15~64歳)	57.7%	57.3%	57.0%	56.6%	56.5%
高齢者人口	21,137	21,454	21,631	21,894	21,875
(65歳以上)	28.9%		29.6%	30.0%	30.2%

出典:住民基本台帳(各年度末現在)

高齢化率は、蓑島地区が47.2%で最も高く、次いで椿市地区(40.7%)、仲津地区(39.6%)、今元地区(34.5%)、延永地区(32.7%)、行橋南地区(32.5%)、行橋北地区(30.5%)となっており、11地区中7地区で3割を超え、うち2地区は4割を超えています。一方で、行橋地区は21.6%で最も低く、市内で地域差があります。

【地区別人口】



(単位:人)

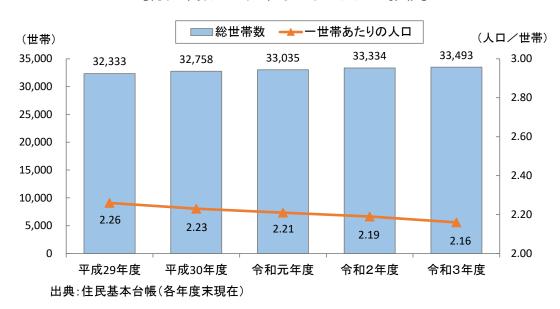
		行橋 地区	行橋南 地区	行橋北 地区	蓑島 地区	今元 地区	仲津 地区	泉 地区	今川 地区	稗田 地区	延永 地区	椿市 地区	合計
総人		9,349	6,959	7,289	781	5,319	8,460	14,424	5,587	3,864	8,757	1,665	72,454
年少ん		1,482	828	956	62	586	807	2,089	919	509	1,211	168	9,617
(0~1	4歳)	15.9%	11.9%	13.1%	7.9%	11.0%	9.5%	14.5%	16.4%	13.2%	13.8%	10.1%	13.3%
生産年齢	命人口	5,851	3,866	4,112	350	2,897	4,299	8,546	3,288	2,251	4,682	820	40,962
(15~6		62.6%	55.6%	56.4%	44.8%	54.5%	50.8%	59.2%	58.9%	58.3%	53.5%	49.2%	56.5%
高齢者	人口	2,016	2,265	2,221	369	1,836	3,354	3,789	1,380	1,104	2,864	677	21,875
(65歳)	以上)	21.6%	32.5%	30.5%	47.2%	34.5%	39.6%	26.3%	24.7%	28.6%	32.7%	40.7%	30.2%

出典:住民基本台帳(令和3年度末現在)



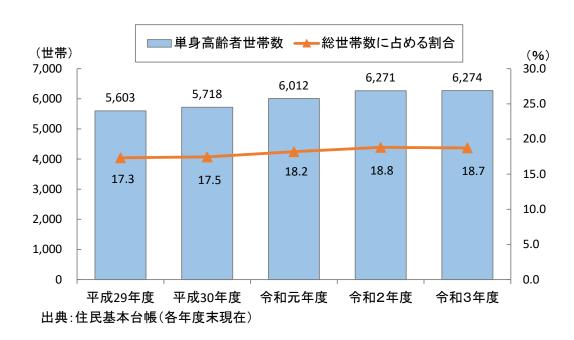
総世帯数は、令和3年度末現在で33,493世帯となっており増加傾向にあります。一方で、一世帯あたりの人口は2.16人となっており、減少傾向にあります。

【総世帯数と一世帯あたりの人口の推移】



単身高齢者世帯数は、令和3年度末現在で6,274世帯となっており、令和2年度末に6,200世帯を超えてから横ばい傾向にあります。総世帯数に占める割合についても同様に約19%で横ばい傾向にあります。

【単身高齢者世帯数と総世帯数に占める割合の推移】

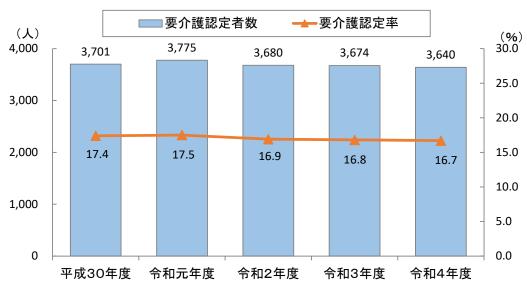


(2) 支援を要する人等の状況

①高齢者の状況

介護保険の要介護認定者数は、令和4年度4月1日時点で3,640人(認定率16.7%)となって おり令和元年度以降は減少傾向にあります。

【要介護認定者数の推移】



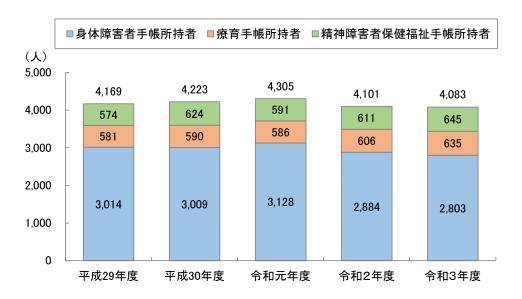
出典:介護保険課資料(平成30年度~令和3年度:10月1日現在、令和4年度:4月1日現在)



②障がい者の状況

障がい者手帳所持者数は、全体では令和3年度末現在で4,083人となっており、令和元年度以降は減少傾向にあります。内訳をみると身体障害者手帳所持者は、同年度以降減少傾向にありますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

【障がい者手帳保持者数の推移】



(単位:人)

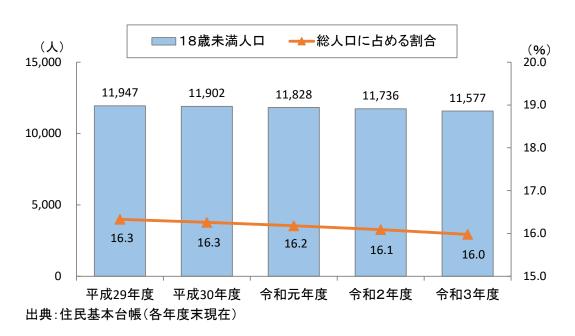
						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体	本障害者手帳所持者	3,014	3,009	3,128	2,884	2,803
	総人口に占める割合	4.1%	4.1%	4.3%	4.0%	3.9%
療育	育手帳所持者	581	590	586	606	635
	総人口に占める割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%
精礼	申障害者保健福祉手帳所持者	574	624	591	611	645
	総人口に占める割合	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%
計		4,169	4,223	4,305	4,101	4,083
	総人口に占める割合	5.7%	5.8%	5.9%	5.6%	5.6%

出典: 障がい者支援室資料(各年度末現在)

③子ども・子育て家庭の状況

18歳未満の児童人口は、令和3年度末現在で11,577人、総人口に占める割合は16.0%となっており、少子化が進行しています。

【児童人口の推移】



ひとり親家庭は、平成30年度以降740~760世帯で推移しており、令和3年度末現在で745世帯 (総世帯の2.2%) となっています。

【ひとり親家庭世帯の推移】

(単位:世帯)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総世帯数	32,333	32,758	33,035	33,334	33,493
ひとり親家庭世帯	818	765	748	762	745
いこり税多庭臣市	2.5%	2.3%	2.3%	2.3%	2.2%

出典:子ども支援課資料(各年度末現在)



④外国人の状況

外国人登録人口は令和3年度末現在で665人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の 影響もあり、令和元年度以降は減少傾向にあります。国籍別にみると、ベトナム社会主義共和国 やフィリピン共和国の人が多くなっています。

【外国人の状況】

(単位:人)

						\— III : / \/
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
外国人	、登録人口	619	704	760	757	665
国	ベトナム社会主義共和国	115	183	227	222	203
籍	フィリピン共和国	106	115	122	132	108
別	中華人民共和国	106	107	125	121	98
内	大韓民国	101	94	95	93	95
訳	その他	191	205	191	189	161

出典:総合窓口課資料(各年度末現在)

⑤生活保護世帯等の状況

生活保護世帯は1,100世帯前後で推移しており、令和3年度末現在で1,121世帯(1,347人)、 保護率は18.6% となっています。

【生活保護世帯等の状況】

(単位:世帯)

					(<u>+ u. E.m/</u>
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活保護世帯	1,132	1,127	1,126	1,098	1,121
高齢者世帯	700	700	726	710	706
ひとり親世帯	48	48	48	43	44
傷病・障がい者世帯	276	266	234	219	214
その他の世帯	108	113	118	126	157
被保護人員(人)	1,404	1,387	1,367	1,327	1,347
保護率(‰)	19.2	18.9	18.7	18.2	18.6

出典:生活支援課資料(各年度末現在)

^{※2 ‰ (}パーミル): 1,000 分の1を1とする単位(千分率)であり、1‰は0.1%となる。

(3) 地域団体等の状況

①ボランティア団体の状況

福祉分野をはじめとした各種活動等を行うボランティアの状況をみると、令和3年度末現在のボランティア団体は32団体、登録者数は765人となっており、減少傾向にあります。個人ボランティア数は令和3年度末現在で112人となっています。

【ボランティア団体の状況】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ボランティア団体	団体数(団体)	36	38	37	32	32
ハ ノン ノイノ 四体	登録者数(人)	1,056	1,030	1,005	825	765
個人ボランティア	数(人)	103	102	102	112	112

出典: 行橋市社会福祉協議会資料(各年度末現在)

②地域活動団体の状況

地域活動団体は、令和3年度末現在で、自治会が184団体、民生委員・児童委員が130人、老人クラブが97団体・5,448人、いきいきサロンが102団体(実際に活動している団体は81団体)・2,064人となっています。老人クラブといきいきサロンの団体数や登録者数はいずれも減少傾向にあります。

【地域活動団体の状況】

(単位:人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会	団体数(団体)	184	184	184	184	184
民生委員·児童委員	人数(人)	134	127	126	130	130
老人クラブ	団体数(団体)	102	103	103	97	97
名人グラフ	登録者数(人)	6,359	6,173	6,173	5,448	5,448
いきいきサロン	団体数(団体)	102(93)	102(92)	102(92)	102(88)	102(81)
V'CV'C 7 HJ	登録者数(人)	2,752	2,614	2,542	2,435	2,064

出典:市民相談室、地域福祉課、介護保険課、行橋市社会福祉協議会資料(各年度末現在) ※いきいきサロンについては、()内が実際に活動を行っているサロン数となります。



2 市民アンケート調査結果の概要

(1)調査の概要

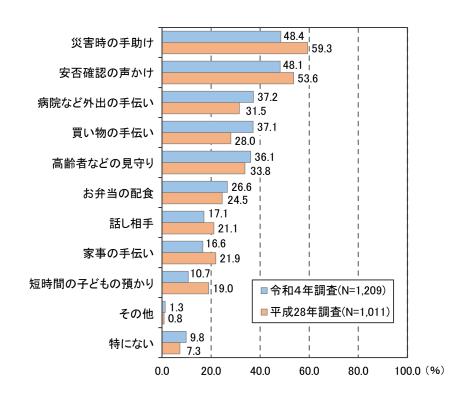
調査対象	市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人
調査方法	郵送配布 – 郵送回収及びW E B調査
有効回収数(率)	1,209 票(40.3%)
調査期間	令和4年3月31日~令和4年4月18日

(2) 主な調査結果

①地域での生活について

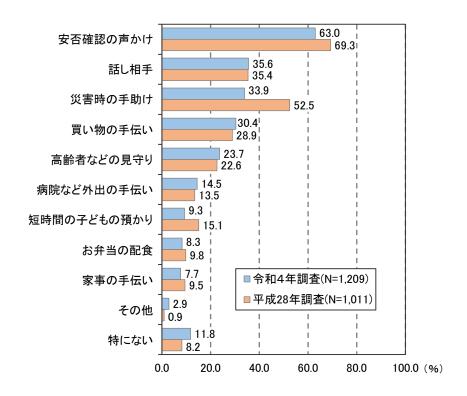
ア. 地域住民から受けたい支援内容

地域住民から受けたい支援内容についてみると、「災害時の手助け」が48.4%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」(48.1%)、「病院など外出の手伝い」(37.2%)となっている。



イ. 地域住民へ可能な支援内容

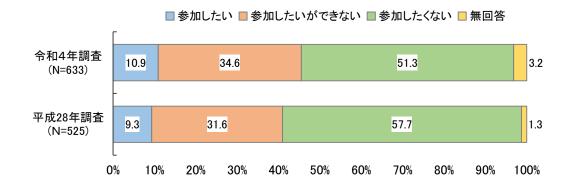
地域住民へ可能な支援内容についてみると、「安否確認の声かけ」が63.0%と最も高く、次いで 「話し相手」(35.6%)、「災害時の手助け」(33.9%)となっている。



②地域活動の参加について

ア. 地域活動への参加意向

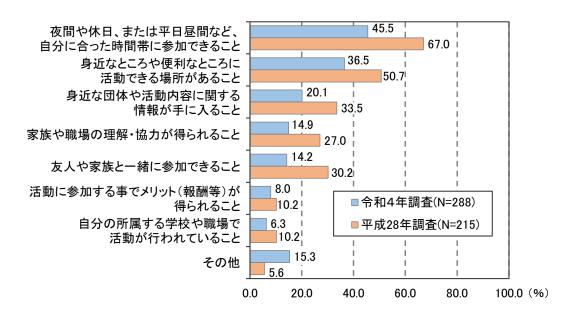
現在地域活動に参加していない人の今後の参加意向についてみると、「参加したい」が 10.9%、 「参加したいができない」が34.6%、「参加したくない」が51.3%となっている。





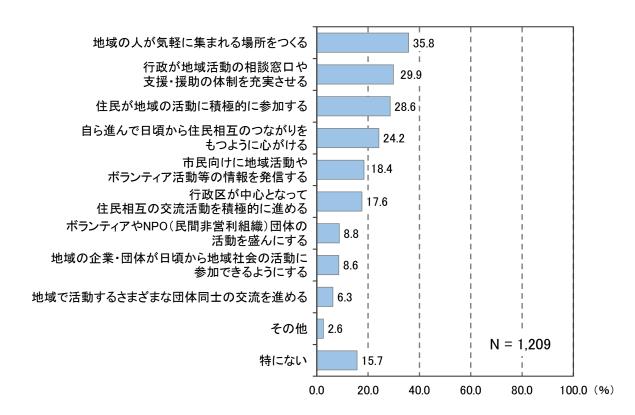
イ. 地域活動への参加条件

地域活動への参加条件についてみると、「夜間や休日、または平日昼間など、自分に合った時間帯に参加できること」が 45.5%と最も高く、次いで「身近なところや便利なところに活動できる場所があること」(36.5%)、「身近な団体や活動内容に関する情報が手に入ること」(20.1%)となっている。



ウ. 住みやすい地域にするために必要な取組

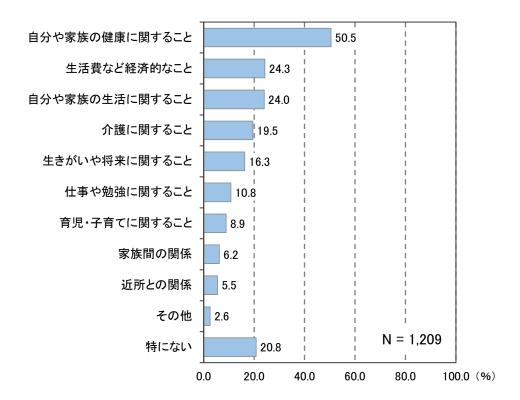
住みやすい地域にするために必要な取組についてみると、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」が 35.8%と最も高く、次いで「行政が地域活動の相談窓口や支援・援助の体制を充実させる」(29.9%)、「住民が地域の活動に積極的に参加する」(28.6%)となっている。



③日常生活上の不安・悩みや困りごとについて

ア. 日常生活で感じる悩み/不安や困りごと

日常生活で感じる悩み/不安や困りごとについてみると、「自分や家族の健康に関すること」が50.5%と最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」(24.3%)、「自分や家族の生活に関すること」(24.0%)となっている。

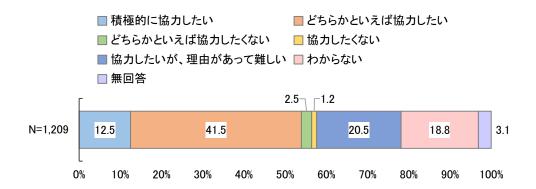




④災害時の対応について

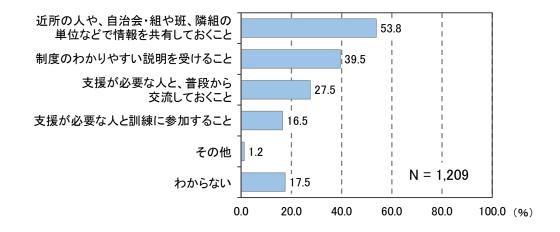
ア. 避難が困難な人がいる場合の支援する人としての協力意向

避難が困難な人がいる場合の支援する人としての協力意向についてみると、「どちらかといえば協力したい」が41.5%と最も高く、次いで「協力したいが、理由があって難しい」(20.5%)、「わからない」(18.8%)となっている。



イ. どのような機会や取り組みがあれば支援しやすくなると思うか

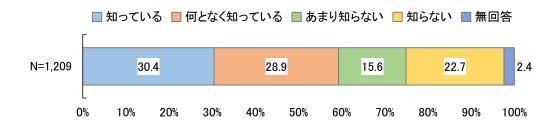
どのような機会や取り組みがあれば支援しやすくなると思うかについてみると、「近所の人や、自治会・組や班、隣組の単位などで情報を共有しておくこと」が 53.8%と最も高く、次いで「制度のわかりやすい説明を受けること」(39.5%)、「支援が必要な人と、普段から交流しておくこと」(27.5%)となっている。



⑤成年後見制度について

ア. 成年後見制度の認知度

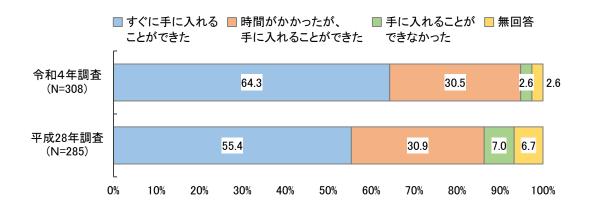
成年後見制度の認知度についてみると、「知っている」が 30.4%と最も高く、次いで「何となく知っている」(28.9%)、「知らない」(22.7%)となっている。



⑥福祉サービス・制度等について

ア. 保健福祉情報を必要としたときにすぐに入手できたか

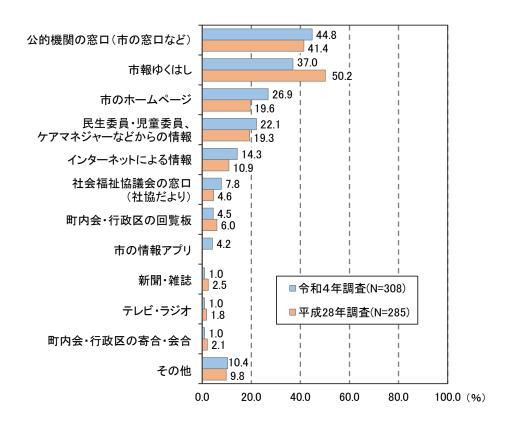
保健福祉情報を必要とした時にすぐに入手できたかについてみると、「すぐに手に入れることができた」が 64.3%、「時間がかかったが、手に入れることができた」が 30.5%、「手に入れることができなかった」が 2.6%となっている。





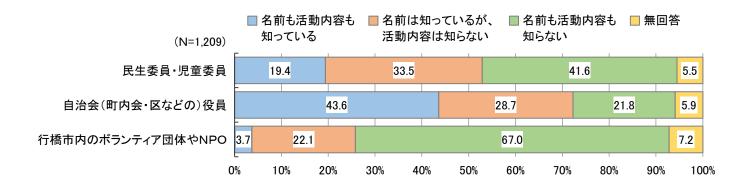
イ. 保健福祉情報の入手先

保健福祉情報の入手先についてみると、「公的機関の窓口(市の窓口など)」が 44.8%と最も高く、次いで「市報ゆくはし」(37.0%)、「市のホームページ」(26.9%)、「民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどからの情報」(22.1%) なっている。



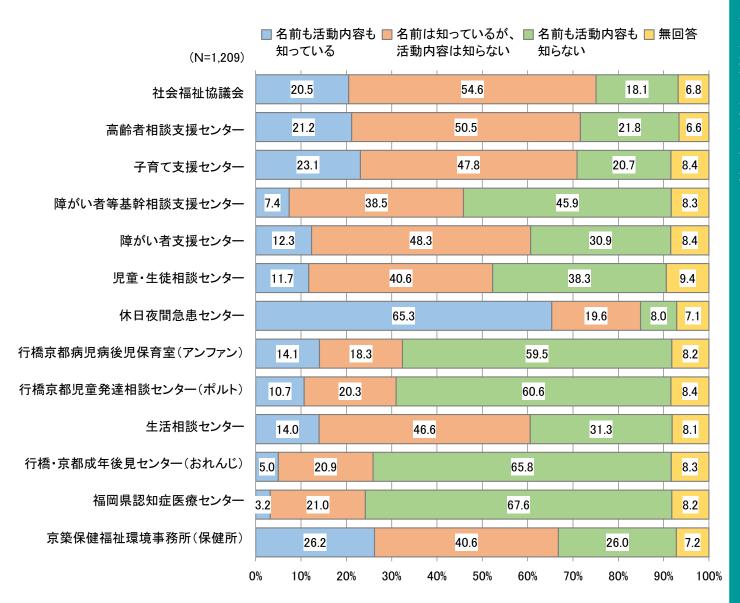
ウ. 地域福祉に関する機関の認知度(身近な地域の世話人)

地域福祉に関する機関の認知度(身近な地域の世話人)についてみると、「名前も活動内容も知っている」の割合は"自治会(町内会・区などの)役員"で43.6%となっている。また「名前も活動内容も知らない」の割合は"行橋市内のボランティア団体やNPO"が67.0%となっている。



工. 地域福祉に関する機関の認知度(市全域を対象とした組織・機関)

地域福祉に関する機関の認知度(市全域を対象とした組織・機関)についてみると、「名前も活動内容も知っている」の割合は『休日夜間急患センター』で65.3%となっている。また「名前も活動内容も知らない」の割合は『行橋京都病児病後児保育室(アンファン)』『行橋京都児童発達相談センター(ポルト)』『行橋・京都成年後見センター(おれんじ)』『福岡県認知症医療センター』で6割弱から7割弱となっている。

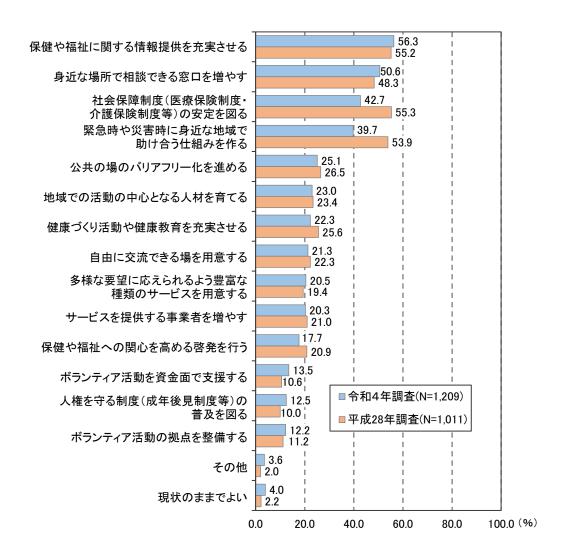




⑦健康で安心を実感できるまちづくりについて

ア. 健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取組

健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取組についてみると、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が 56.3%と最も高く、次いで「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(50.6%)、「社会保障制度(医療保険制度・介護保険制度等)の安定を図る」(42.7%)となっている。



3 民生委員・児童委員アンケート調査結果の概要

(1)調査の概要

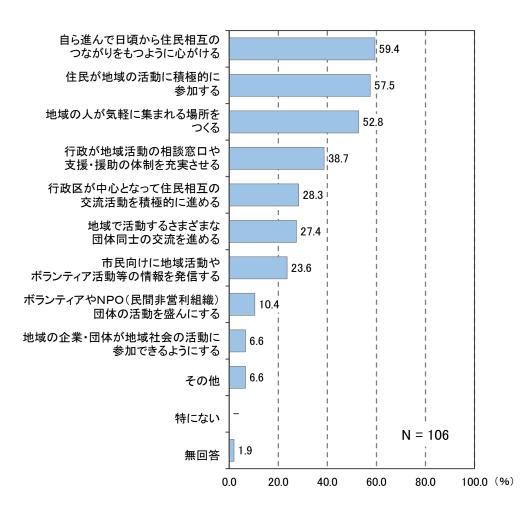
調査対象	市内で活動する民生委員・児童委員 129名
調査方法	郵送配布 – 郵送回収
有効回収数 (率)	106票 (82.2%)
調査期間	令和4年6月3日~令和4年6月30日

(2) 主な調査結果

①担当区域の状況について

ア. 地域住民が協力して住みやすい地域にするために必要な取り組み

地域住民が協力して住みやすい地域にするために必要な取り組みについてみると、「自ら進んで 日頃から住民相互のつながりをもつように心がける」が 59.4%と最も高く、次いで「住民が地域 の活動に積極的に参加する」(57.5%)、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」(52.8%) と なっている。

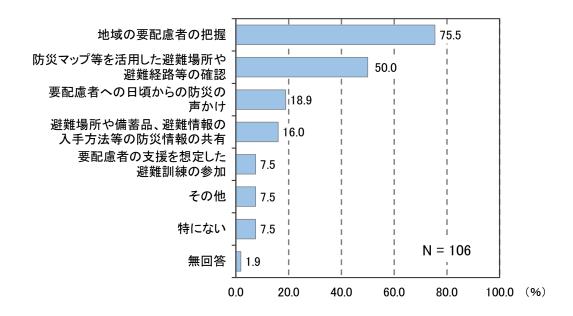




②災害時の支援について

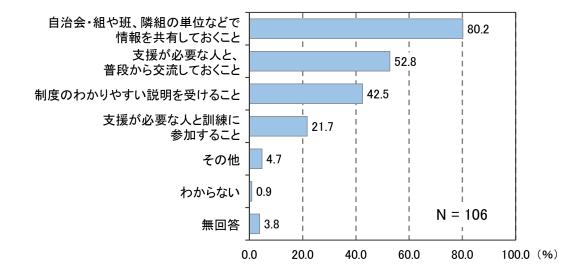
ア. 要配慮者の避難支援に関して取り組んでいること

要配慮者の避難支援に関して取り組んでいることについてみると、「地域の要配慮者の把握」が 75.5%と最も高く、次いで「防災マップ等を活用した避難場所や避難経路等の確認」(50.0%)と なっている。



イ. 避難行動要支援者を支援しやすくするための機会・取り組み

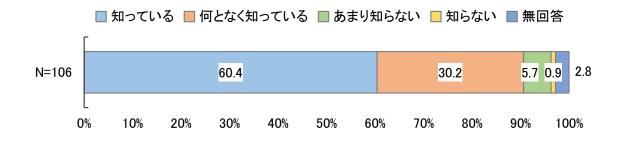
避難行動要支援者を支援しやすくするための機会・取り組みについてみると、「自治会・組や班、 隣組の単位などで情報を共有しておくこと」が80.2%と最も高く、次いで「支援が必要な人と、普 段から交流しておくこと」(52.8%)、「制度のわかりやすい説明を受けること」(42.5%)となって いる。



③成年後見制度について

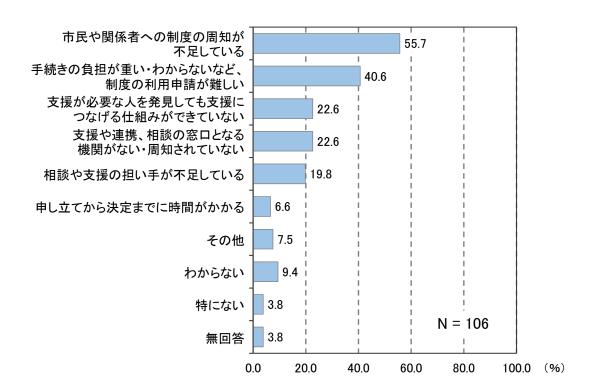
ア. 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、「知っている」が60.4%、「何となく知っている」が30.2%、「あまり知らない」が5.7%、「知らない」が0.9%となっている。



イ. 成年後見制度の利用における課題

成年後見制度の利用における課題についてみると、「市民や関係者への制度の周知が不足している」が 55.7%で最も高く、次いで「手続きの負担が重い・わからないなど、制度の利用申請が難しい」(40.6%) となっている。

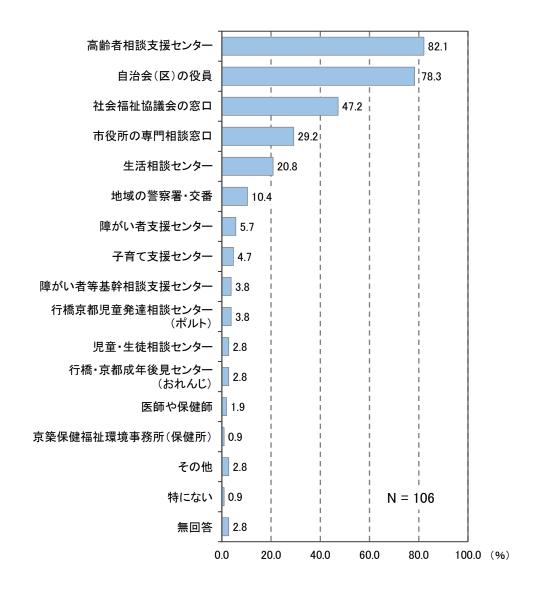




④関係機関との連携について

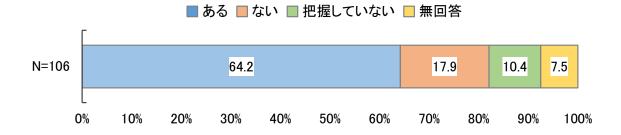
ア. 普段の活動の中で相談したり協力を求めている関係団体

普段の活動の中で相談したり協力を求めている関係団体についてみると、「高齢者相談支援センター」が82.1%と最も高く、次いで「自治会(区)の役員」(78.3%)、「社会福祉協議会の窓口」(47.2%)となっている。



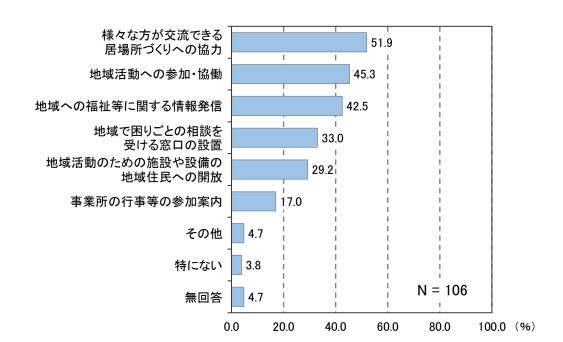
イ. 関係者・関係機関が集まり定期的に話し合う場

関係者・関係機関が集まり定期的に話し合う場についてみると、「ある」が 64.2%、「ない」が 17.9%、「把握していない」が 10.4%となっている。



ウ. 地域の福祉事業者に期待すること

地域の福祉事業者に期待することについてみると、「様々な方が交流できる居場所づくりへの協力」が 51.9%と最も高く、次いで「地域活動への参加・協働」(45.3%)、「地域への福祉等に関する情報発信」(42.5%)となっている。

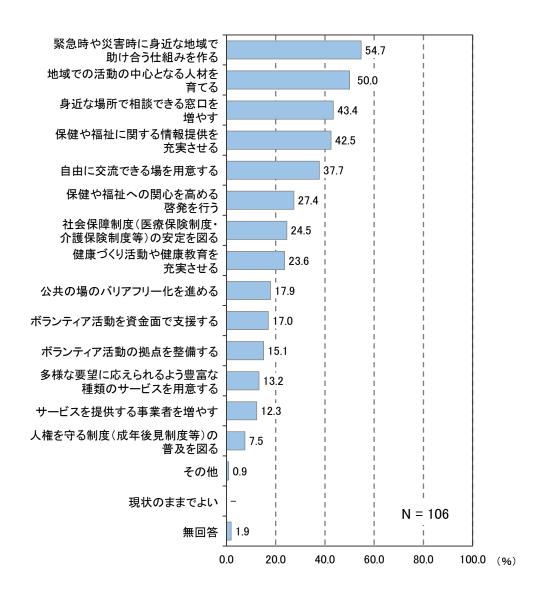




⑤健康で安心を実感できるまちづくりについて

ア. 健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取組

健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組についてみると、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」が 54.7%と最も高く、次いで「地域での活動の中心となる人材を育てる」(50.0%)、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(43.4%)、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(42.5%) となっている。



4 関係団体アンケート調査の結果の概要

(1)調査の概要

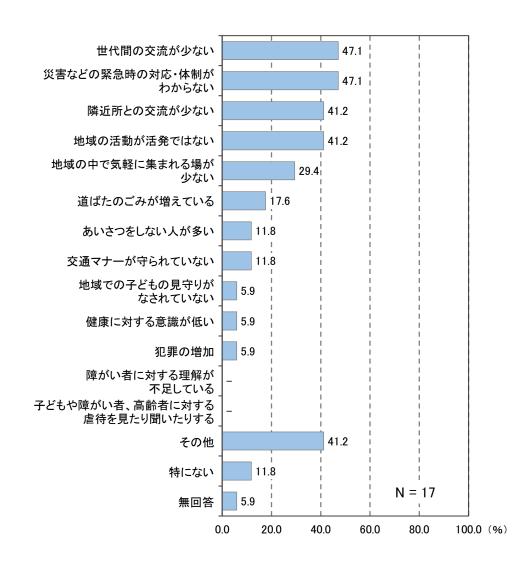
調査対象	市内で活動をする福祉関係団体、市民活動団体等 21 団体
調査方法	郵送配布-郵送回収、社会福祉協議会による配布・回収
有効回収数 (率)	19票 (90.5%)
調査期間	令和4年6月3日~令和4年6月30日

(2) 主な調査結果

①地域活動等について

ア. 地域の問題点・不足している事項

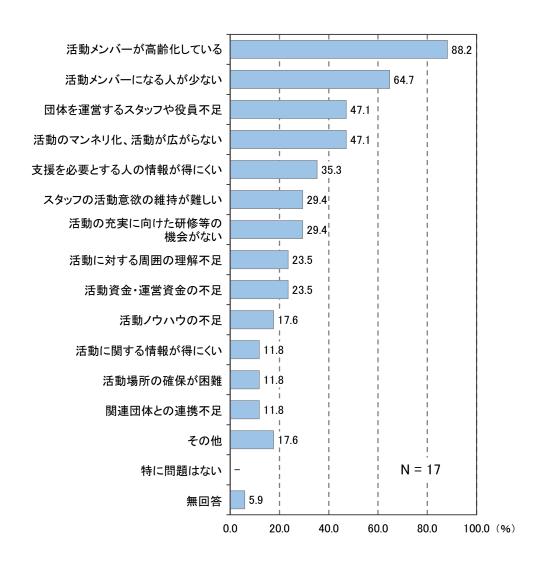
地域の問題点・不足している事項についてみると、「世代間の交流が少ない」「災害などの緊急時の対応・体制がわからない」がともに 47.1%と最も高く、次いで「隣近所との交流がない」「地域の活動が活発ではない」(ともに 41.2%)となっている。





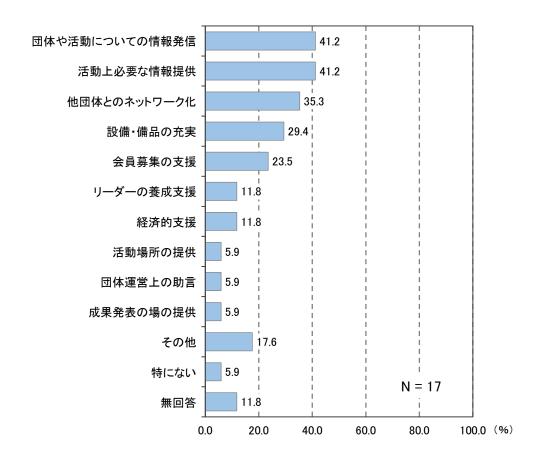
イ. 地域活動を行う中での問題点や課題

地域活動を行う中での問題点や課題についてみると、「活動メンバーが高齢化している」が88.2%と最も高く、次いで「活動メンバーになる人が少ない」(64.7%)、「団体を運営するスタッフや役員不足」「活動のマンネリ化、活動が広がらない」(ともに 47.1%)となっている。



ウ. 地域活動をしていくうえで市に望むこと

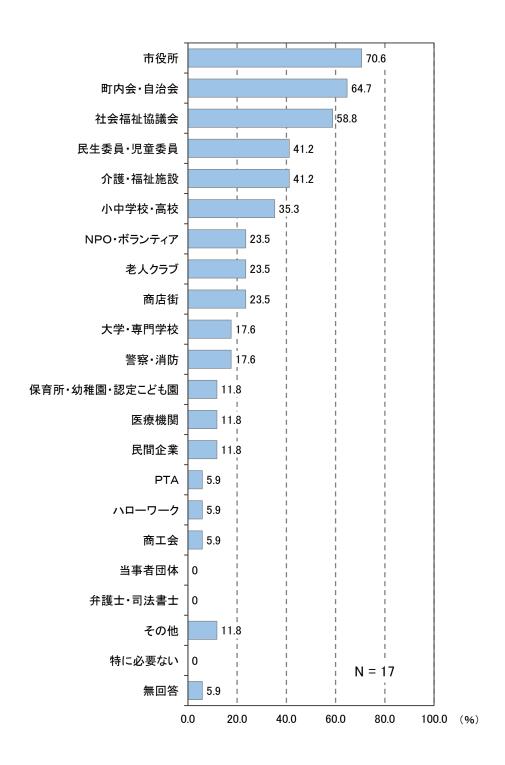
地域活動をしていくうえで市に望むことについてみると、「団体や活動についての情報発信」「活動上必要な情報提供」がともに 41.2%と最も高く、次いで「他団体とのネットワーク化」(35.3%) となっている。





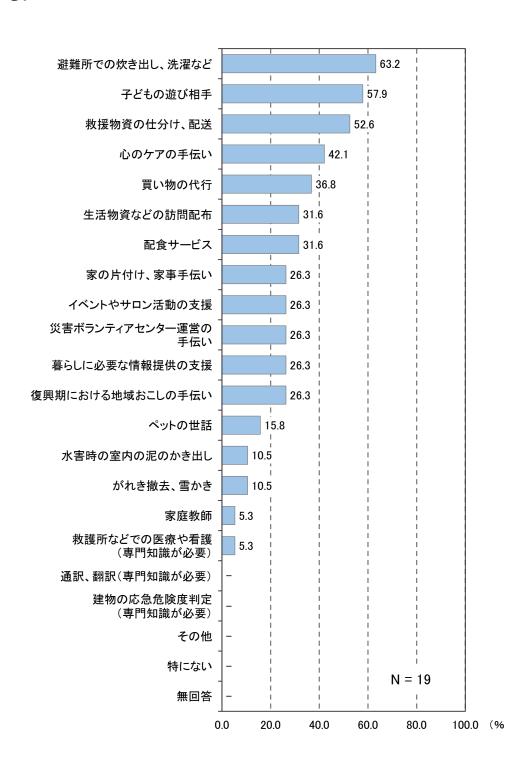
工. 地域活動を推進するために連携が必要な機関等

地域活動を推進するために連携が必要な機関等についてみると、「市役所」が 70.6%と最も高く、次いで「町内会・自治会」(64.7%)、「社会福祉協議会」(58.8%)、「民生委員・児童委員」「介護・福祉施設」(ともに 41.2%) となっている。



オ. 災害が発生した際、参加できる活動

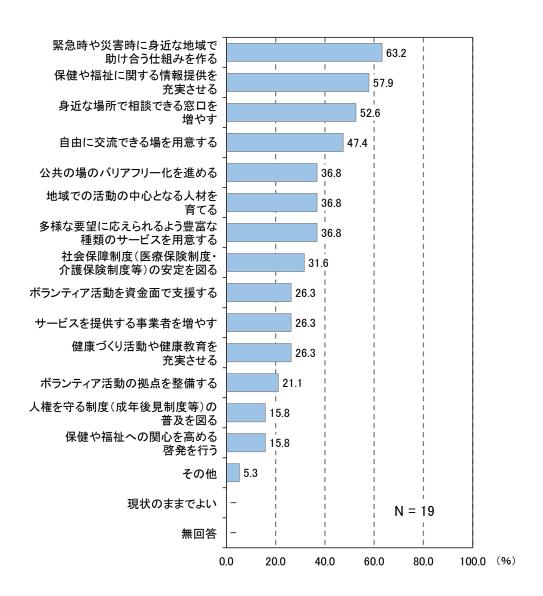
災害が発生した際、参加できる活動についてみると、「避難所での炊き出し、洗濯など」が 63.2% と最も高く、次いで「子どもの遊び相手」(57.9%)、「救援物資の仕分け、配送」(52.6%) となっている。





カ. 健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要な取組

健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組についてみると、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」が 63.2%と最も高く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(57.9%)、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(52.6%)、「自由に交流できる場を用意する」(47.4%)となっている。



5 第3期地域福祉計画の検証・評価

第3期計画策定以降の取り組みについて、評価を行いました。第3期計画で設定した29の活動 について評価するとともに、関係課等に個別のヒアリングを行い、課題や今後の方向性について 意見交換を行いました。

なお、1つの活動を複数の部署が担当している場合があるため、行橋市社会福祉協議会を含めた14の部署により延べ85個の取組が実施され、そのうち「評価A(具体的な動き、成果がある)」が46個(54.1%)、「評価B(動いてはいるものの成果が無い、成果が少ない)」が29個(34.1%)、「評価C(まだ動きがとれていない)」が10個(11.8%)となっています。

内訳をみると、『基本目標 1 地域づくり』では、特に『活動目標 2 地域の課題発見と支えあい活動の促進』において「評価 A 」が66.7%となっており、特に自主防災組織の取り組みや防災に関する情報提供等の取り組み、行橋市社会福祉協議会や介護保険課、障がい者支援室を中心とした「地域での見守り・支えあいのネットワークづくり」に具体的な動きや成果がみられています。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種活動の制限・休止が課題として多く挙げられています。

『基本目標2 ひとづくり』は、その他の基本目標における活動に比べ「評価A」の割合が少なくなっています。民生委員・児童委員やボランティアといった地域の支え手・活動者の高齢化や後継者不足が喫緊の課題といえます。

『基本目標3 しくみづくり』では、特に「活動目標3 医療介護保健福祉分野の連携」において、「評価A」が71.4%となっており、引き続き多職種・多機関での連携を推進していく必要があります。

区分	活動数 延べ		総合評価		
区刀	/口到奴	取組数	Α	В	С
全 体	29	85	46 (54.1%)	29 (34.1%)	10 (11.8%)
基本目標1 地域づくり	9	35	20 (57.1%)	10 (28.6%)	5 (14.3%)
地域のつながりの強化	5	20	10 (50.0%)	7 (35.0%)	3 (15.0%)
地域の課題発見と支えあい活動 の促進	4	15	10 (66.7%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)
基本目標2 ひとづくり	7	10	2 (20.0%)	8 (80.0%)	0 (0.0%)
多様な活動団体の活動促進	3	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)
地域の人材発掘・育成の推進	4	5	0 (0.0%)	5 (100%)	0 (0.0%)
基本目標3 しくみづくり	13	40	24 (60.0%)	11 (27.5%)	5 (12.5%)
情報提供の充実と地域の実情の 把握	4	13	8 (61.5%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)
権利擁護体制の確立・推進	3	11	7 (63.6%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)
医療介護保健福祉分野の連携	3	7	5 (71.4%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)
安全・安心で暮らしやすいまち づくり	3	9	4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.2%)



(1) 基本目標 I 地域づくり

①地域のつながりの強化

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
1	身近で気軽に集 える居場所をつ	・いきいきサロン交流会等の実施	・活動の参加者、世話人の高齢化及び 後継者不足 ・新型コロナウイルス感染症による 活動の制限
1	くろう	・介護予防教室の開催	・新型コロナウイルス感染症による 活動の制限・休止 ・活動再開に向けてリーダー的人材 の不足
		・ボランティア活動を活かした世代 間交流体験 ・地域の認知症カフェ等の活用	・新型コロナウイルス感染症による 活動の制限・休止 ・活動者の高齢化、後継者不足
2	子どもからお年 寄りまで、みんな で交流しよう	・認知症カフェが世代間交流の場と なっている	・新型コロナウイルス感染症による 活動の制限・オンラインによる開催に関する技 術支援等
		・障がい者の当事者交流会「はたらく障がい者交流会」を開催	・参加者数を増やすための周知方法等
		・公民館を中心とした社会教育活動・交流等の場	・老朽化の進む公民館の改修
		・デイサービスセンターの介護職員 による「レクリエーション講座」 の開催・いきいきサロン活動の校区単位で の情報交換会を開催	・新型コロナウイルス感染症による 活動の制限や介護施設への外部か らの受入れ困難
3	みんなが使える 活動拠点の整備 を目指 そ う	・福祉施設等でリハビリ室等を開放 し「地域交流ステーション」とし て運動を実施出来る場所を確保	・新型コロナウイルス感染症の影響 で中止となっている拠点がある
		・児童生徒下校後の小中学校施設を 有効に活用し、社会教育やスポー ツ等の普及振興に寄与	・登録団体がある程度固定化、新規参 入の柔軟性低下
		・公民館を中心とした各種講座や サークル活動等	・老朽化の進む公民館の改修
	手助什が必要か	・社協と防災危機管理室との定期的 な連絡会の開催、防災に関する出 前講座を通した意識啓発 ・校区まちづくり協議会での災害時 要援護者避難訓練や支援者との マッチング	・行政、社協、地域など、関係機関で 個人情報の取扱いに関して共通の 認識を持つ必要がある。
4	手助けが必要な 人を把握し、地域 の関係者と情報 を共有しよう	・認知症の高齢者等の行方不明の対策として、SOSネットワーク事業として介護保険課へ登録をしてもらい、行橋警察署、高齢者相談支援センターとの連携・登録者へのあんしん見守りステッカーの配布	・SOSネットワーク事業について 65 歳未満の方 (家族等含む) への周知 不足・防災メールまもるくんの登録件数 が少ない
		・社会福祉協議会と連携	・コロナ感染状況に影響される

No.	活動名	主な取組状況・実績	 主な課題
5	誰もが顔見知り の地域を目指そ う	・生活支援体制整備事業の一環で「認知症見守り・声かけ模擬訓練」を、令和元年度まで年2箇所(今川、稗田)を実施 ・各小・中学校区で児童会・生徒会を中心とした「あいさつ運動」の実施 ・PTAや地域と連携した登校時の交通安全指導 ・各校区の青少年育成協議会の活動等を通じて、駅や商業施設での声掛け ・地域の方が身近に美術に触れる機会を創出するため、2年に1回のゆくはし国際公募彫刻展~ゆくはしビエンナーレを開催	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理

②地域の課題発見と支えあい活動の促進

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
6	地域で見守り・支 え あ う ネ ッ ト ワークをつくろ	・地域福祉活動のネットワークを構築することを目的とした「地域福祉活動ネットワーク推進協議会」、「生活支援体制整備事業協議体支援会議」、地域における公益的な取組を推進するための「社会福祉法人連絡会」など、多職種及び地域の活動者との協議・市内4校区において「まちづくり協議会」を整備	・他校区での協議の場の創設や、既存 の協議の場についても、幅広く校区 の福祉的課題について協議ができ る体制を整える
	う	・生活支援体制整備事業の一環で 「地域支え合い講座」を実施 ・民生委員、いきいきサロン代表者 向けの「地域づくり講演会」を実 施	・自治会、老人クラブなどの加入率の 低下。
		・障がい者の当事者交流会「はたら く障がい者交流会」を開催	・参加者数を増やすための周知方法 等
7	みんなで地域の 課題を見つけ、話 し合って、取り組 みを始めよう	・「行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会」や「社会福祉法人連絡会」等、関係団体と定期的な協議の機会を設け、情報共有や意識啓発	・協議の中で、地域のニーズや現状を 把握するとともに、参加者の意識の 共有や統一に向けたしくみづくり が必要である
		・生活支援体制整備事業協議体支援 会議を開催し、地域での見守り活 動や各団体の活動状況等につい て話し合い	・新型コロナウイルス感染症の影響 でワークショップの開催が出来て いない



No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
8	民間の事業者も地域活動に参加	 ・「社会福祉法人連絡会」を開催 ・買物や移動に困難を抱えている地域に対して、法人が所有する車両を活用した「ドライブサロン」を実施 ・企業によるボランティア活動として、現在3団体がボランティアセンターに登録し、活動 	・コロナ禍により地域のいきいきサロン活動が休会となり、ドライブサロン事業も実施が困難な状態が続いている。法人内の新型コロナウイルス発生時の対応など、新たな課題も出てきている
	しよう	・見守り協定として企業、民間事業 者の 11 箇所と協定 ・ゆめタウン南行橋店の店舗内で認 知症カフェを実施 ・各企業、民間事業者に対し、認知 症サポーター養成講座を実施	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
	防災訓練をしよ う(自主防災組織 の設立支援)	・自主防災組織は、現在 106 団体設立 ・消防本部と連携して救命講習、初期消化訓練、出前講座等を行い、 防災に関する意識を啓発	
	防災訓練をしよ う(地域での防災 訓練実施の支援) 防災訓練をしよ う(適切な避難所	・自主防災組織については、各組織において、地域に即した訓練を行っている ・公民館や学校等1次、2次避難所	
9	の確保・周知、障がい者等の避難所として福祉施設の確保)	緊急避難所については防災マップやホームページ等での周知	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
	防災訓練をしよ う(防災に関する 意識啓発や情報 提供)	・消防本部と連携して救命講習、初期消火訓練等を行い、防災に関する意識を啓発 ・発災時には、区長の連携網やエリアメール等を利用して情報発信 ・各小・中学校の防災計画・危機管理マニュアルの作成 ・研修会、地震・津波・火災を想定した避難訓練の実施 ・公民館が避難所であることの情報提供 ・公民館における避難活動	

(2) 基本目標 Ⅱ ひとづくり

①多様な活動団体の活動促進

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
10	社会福祉協議会を中心に、住民を主体とした地域福祉活動をすすめよう	・「いきいきサロン活動」と「ボランティア活動」の両面から「小地域福祉活動」の推進や各地域に見合った支え合いの仕組みづくりについて協議・「防災」や「コロナウイルス」など、その時々に合わせた地域活動と見守り、つながりづくりを推進	・「いきいきサロンダーツ大会」や「いきいきサロン交流会」等を開催していたが、新型コロナウィルスの影響により、開催できていない・いきいきサロンやボランティア活動の活動者の高齢化や後継者不足等により、活動の見直し等が行われている
11	自治会と協力し て「いきいきサロ ン活動」から「見 守り(支えあい) 活動」へ繋げよう	・「地域福祉活動ネットワーク推進協議会」や「校区まちづくり協議会」を中心に、日ごろからの見守りやつながりの重要性の周知・啓発・コロナ禍においては、従来から登録ボランティアや民生委員の協力を得て実施していた「コールサービス事業」の周知を再度行い、電話での見守り体制を強化	・コロナ禍により、地域の交流の機会が減少しており、対面での見守りや訪問が困難な状況が続いていた・特に高齢者世帯における閉じこもりも増加しており、認知機能や筋力が低下することにより、支援が必要とする世帯の増加が懸念されている
	民生委員の活動 を支援します(適 正人員の確保と 配置、研修等)	・民生委員の人員の配置については 一斉改選の度に見直しを行って いる。今期では平成31年と令和 4年の一斉改選で見直しを行い、 定数137名で活動している。 ・平成29年度から令和元年度まで 毎年度研修を実施	・定数は 137 名だが令和 3 年度末の 現員数は 130 名で、欠員が 7 名。 民生委員の高齢化やなり手不足 ・平成 31 年の一斉改選後にコロナ禍 の影響を受け新任委員などに十分 な研修を行うことができなかった
12	民生委員の活動 を支援します(民 生委員活動の周	・民生委員役員会や校区の民生委員協議会に定期的に参加し、地域課題や見守りに関する情報の共有と関係性を整備・「おむつ配布事業」や「コールサービス事業」等を通して支援が必要な方と民生委員との連携強化	・個人情報の取扱い等に注意が必要 であり、迅速な対応が難しいケー スがある
	知、活動支援)	・市報やホームページで民生委員に ついて掲載・毎年活動に必要な情報として福祉 を必要としている人のリストを 配布	・民生委員を知っている人が少ない ・民生委員の高齢化となり手不足



②地域の人材発掘・育成の推進

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
13	趣味・特技・資格・ 意欲を持った人 を発掘します	・ボランティア登録カード(団体用・個人用)を整備。令和4年4月時点で32団体(765名)の団体登録、112名の個人ボランティア登録を進めており、依頼者のニーズに柔軟に対応できる体制を整備	・活動者の高齢化やコロナ禍による 活動制限により、登録はしていて も、具体的な活動はできていない 団体も多い ・活動を一時休会する団体も多い
14	ニーズを調査・研 究し、地域で活躍 で き る ボ ラ ン ティアを養成し ます	・「地域福祉活動ネットワーク推進協議会」において、ボランティア活動の推進に向けた協議・その時々のニーズに合わせたボランティアの養成講座を開催・ボランティア活動者に対するアンケート調査を実施し、ニーズ把握とコロナ禍での活動の在り方を調査	・新型コロナウイルスの影響により ボランティア活動の停滞や、ボラ ンティア養成講座の開催も難しい ・ボランティア活動者の高齢化や後 継者不足等により、活動の在り方 を見直す団体が増加
15	地域福祉活動に 関する情報を提供し、ボランティ ア活動の広報・啓 発を積極的に行います	・社協広報誌「ゆうあい」に加えて 新たにホームページを立ち上げ、 広く情報発信を行っている ・「社協広報委員会」を設置し、「ゆ うあい」やホームページの充実、 広報啓発について協議する体制 を整備 ・必要に応じて市報への掲載を依頼 するなど、広く情報発信ができる 体制を整備	・社協広報誌「ゆうあい」やホーム ページ等を活用し、広報活動を 行っているが、必要な情報をより 迅速に届けることができる仕組み の整備が必要
16	より良いボラン ティアコーディ ネートを目指し 地域福祉活動を サポートします	 ・ボランティアセンターを社協内に設置し、ボランティア、地域福祉活動の相談、交流の拠点を整備・活動支援としてのコーディネートを継続的に実施 ・子育て支援センターを事務局として、子育て支援ボランティアの支援を実施 ・令和2、3年度はコロナ禍で育児支援(託児)の場である、子育て支援(託児)の場である、子育て講座や子育て支援係事業のあそびの広場等が中止となることが多く活動回数45回と少なかった 	・コロナ禍による活動の制限や、高齢化による活動の担い手及び後継者不足など、「いきいきサロン活動」などと同様の問題が発生している・会員は人数が徐々に減っているが、新しい会員を増やすための養成講座ができていない

(3)基本目標Ⅲ しくみづくり

①情報提供の充実と地域の実情の把握

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
	市報、パンフレット、インターネット、アプリ等を活用して全ての世代に情報を提供しよう	・令和3年度よりテレビの「dボタン」を活用し、インターネット環境のない方へのリアルタイムの情報提供ツールを拡充・令和3年度から4年度にかけて、市公式ホームページのリニューアル	・それぞれの情報発信(提供)媒体について、対象者や発信内容、発信方法等が整理されておらず、情報発信(提供)の質・量ともに十分とは言えない・特に紙媒体の市報については、情報の即時性や配布方法等に課題があり、見直しが求められる
17		・フェイスブックを用いて介護保険 課や高齢者相談支援センターが 行う教室やイベントの情報発信 ・令和4年3月より、市民および介 護事業者向けサイト「行橋市介 護・医療情報サイト」を開設	・新型コロナウイルス感染症の影響 で教室等の中止が多く、情報発信 が減少した年度があった
		・「子育てガイドブック」に、乳幼児 健診や予防接種、子育て支援セン ターや保育園・幼稚園の情報、ひ とり親家庭への支援や障がい児 のための支援について掲載。 ・母子手帳アプリを活用し、乳幼児 の予防接種や、スケジュール管 理、健診のお知らせを発信	・子育てガイドブックは、主に子ども 支援課で配布しているため未就学 児のいる世帯にはいきわたってい ると思われるが、就学している児 童の家庭への情報提供が不十分で ある
	地域活動・生活活動を通じて情報を広めよう(地域の交流の場を活用した情報提供)	・いきいきサロン等の活動の場や地域の公民館等において、出前講座を開催したり、広報誌やチラシを掲示したりして情報提供を実施・地域の区長等役員に協力を依頼し、回覧板等で周知	・活動の場に参加できない高齢者や 世帯に関しての情報提供の手段が 少ない。
		・いきいきサロン等の地域交流の場 に介護保険課や高齢者相談支援 センターが出向き、体力測定や運 動指導、講話等の出前講座を開催	・新型コロナウイルス感染症の影響で交流の場での出前講座回数が減少、休会しているいきいきサロンの増加、集まりの場自体の減少、情報提供の機会が減少
18		・地域でのサークル活動等の活動拠 点として、公民館や学習等供用施 設を提供	・受講者ニーズに合致した講座の開催で、他課と連携した講座の開催を進める
	地域活動・生活活動を通じて情報を広めよう(生活関連施設を活用した情報提供)	・行橋・京都在宅医療・介護連携推 進協議会を月1回開催し、退院支 援や療養支援、急変時の対応や看 取り体制について多職種で課題 の整理や情報交換を実施 ・認知症医療連携支援センターと連 携し、認知症の方の早期発見・早 期介入から体制を整備 ・認知症普及啓発イベントをゆめタ ウン行橋店、リブリオと連携して 実施	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、イベントが実施出来ていない ・認知症の早期発見や医療機関へ繋いでいく手段、方法等の普及啓発をどのようにしていくか検討が必要



第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
19	福祉分野の計画 を周知し、充実を 図ります	・各分野の個別計画をホームページ に掲載する等して周知	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
20	継続して地域の実情を調査します	・小学校区ごとの高齢者数(高齢化率)と認定者数(認定率)を把握し、地域の実情を関係機関に情報提供 ・毎年、日常生活圏域ニーズ調査の実施・民生委員等の会議などに出席し情報共有 ・第3期行橋市障がい者福祉長期計画の策定時(平成30年度)に、障がい者の意識や生活実態、サービス利用に関する意向などについて、アンケート調査を実施	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理

②権利擁護体制の確立・推進

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
	NO. /山到/山	・成年後見センターおれんじ(中核機関)が設置され、各高齢者相談支援センターとの連携を推進。地域ケア会議(個別事例検討会)への参加や各種研修会の講師等を依頼 ・高齢者相談支援センターをサポートする「福祉の法律相談会」を月1回開催	・令和4年4月より開始した、後見人等候補者を選任するための受任調整会議の流れ、仕組みの充実・権利擁護に対する周知、啓発の強化など。
21	個人のくらし、安 心を守るための ネットワークを つくります	・個別のケースにおいては、権利擁護が必要な障がい者等について 成年後見センターおれんじと連携	・関係機関との連携
		 ・福岡県京築保健福祉環境事務所が 「福岡県配偶者からの暴力防止 等対策京築地域連絡会議」を設置 し、その会議において関係機関が 連携強化及び情報交換 ・「行橋市要保護児童対策地域協議 会 実務者検討会議」に女性相談 員が出席し、要保護児童に関する 状況を情報共有するとともに、今 後の方針等を協議 	・DV被害者の相談内容は、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の多岐に亘っており、子どもや高齢者、障がい者等も被害者に含まれ、複雑化している

No.	活動名	主な取組状況・実績	主な課題
	1,122,1	・成年後見センターおれんじが設立	20210
2	権利擁護に対す	・成年後見センターおれんじが設立されたことを受け、行橋市、苅田町、みやこ町で成年後見制度を中心とした権利擁護事業に関する広報啓発を実施・社協として日常生活自立支援事業に加えて、法人後見事業を開始し、権利擁護施策の充実を図っている・「成年後見制度利用促進委員会」等を通して関係機関と連携した利用促進・高齢者相談支援センターの社会福	・高齢化社会の進行に伴い、権利擁護 事業が必要な方からの相談が増加 している傾向にあり、相談に対応 できる体制を構築することに加 え、関係機関の連携を密にし、適切 な制度利用、相談対応ができるよ うに努める
22	る理解を深めます	祉士部会を中心に、高齢者自身が 最後まで自分らしく生活してい くために、必要な介護・医療・認 知症などについて学ぶエンディ ングノート活用講座を開催	・成年後見制度等は、難しい言葉や制度自体が難しいため、住民にわかりですく自身が取組やすい内容であることが必要
		・行橋市地域自立支援協議会相談支援 部会にて周知	・市民への周知方法
		・福岡法務局行橋支局において、人権擁護委員が人権相談を行っていることや子どもの人権110番、特設人権相談等を実施していることを、ホームページ及び市報で周知・ゆくはし生活相談センターを中心	・人権擁護委員や特設人権相談等の知名度が、未だに高くない。
		に、生活困窮者及びその世帯に対しての相談支援を実施 ・障がい者に関する相談機関「障がい者等基幹相談支援センター」が、権利擁護の充実に向けた相談機関「成年後見センターおれんじ」が設置され、市民の課題解決に向けて各機関と連携した相談支援を実施	・各世帯が抱える生活課題が複合化 し、いわゆる「制度の狭間」等、1 事業所だけでは対応が困難なケー スが増えている。各関係機関で連 携して相談を受け止める体制の整 備が必要である
23	総合的かつ包括 的な相談支援体 制を検討します	・各高齢者相談支援センターで相談 を実施、必要時に関係機関へ連 携。・障がい者等基幹相談支援センター	・課題解決のため、業務が増加しているが、専門職等の離職による職員 補充などが困難
		を社会福祉協議会に、相談支援事業所を共生の里に委託	・関係機関との更なる連携強化
		・ゆくはし生活相談センターを設置 し、専門の支援員が相談内容に応 じた支援を一緒に考え、必要に応 じて、社会福祉協議会やハロー ワークなど他の専門機関、或い は、生活支援課へと繋ぐことで、 一人一人の状況に合わせた支援 をサポート	・相談者の中には、社会との関わるに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、支援が困難なケースが増えており、自助や共助で救えない支援対象を、公助のみでなく、官民に加え地域住民の力を借りた新たな支援モデルの構築が必要



③医療介護保健福祉分野の連携

No.	を けい できる かいま	主な取組状況・実績	主な課題
24	医療、介護、保健、 福祉の専門機関 の連携を強化し ます	・高齢者分野は、介護保険課統括、 高齢者相談支援センターで相談 をワンストップし、必要時に関係 機関と連携	・必要時に関係機関と連携がスムーズにできるよう関係づくりが必要・新型コロナウイルス感染症の影響で、会議等集まって開催出来ない場合の対応・医療系や相談支援機関はオンライン会議の対応が可能となってきているが、インターネット環境が整っていない介護事業所もある
		・必要に応じてケース会議を実施	・各機関との連携調整
25	各分野に携わる 人の資質を高め、 質の高いサービス 提供に努めます	・行橋・京都在宅医療介護連携等の 実施、入退院支援、新型コニュル作成でまで、 実施、入感染症に対すの支援 ・介護保験の力で、 ・介護保験のでは、する支援ののでは、 ・介護保験のでは、 ・介護保験のでは、 ・行成で、 ・行成で、 ・行成で、 ・行成で、 ・行成で、 ・行成で、 ・行成で、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
		・社会福祉協議会との連携	・コロナ感染状況に影響される
26	他分野(教育、防 災等)との連携に 取り組みます	・令和4年度に各中学校の体育館付近に緊急時開放備蓄型自動販売機を設置し、特定の条件が満たされたとき(震度5強以上の地震等)には飲料水等を無償で避難者に提供できるよう整備した。	・左記の自動販売機を除けば、防災拠点として必要な、災害対応物資(毛布等)の備蓄や整備に乏しく、高齢者や乳幼児が避難した際には最小限の対応しかできないのではないかと考える。

④安心・安全で暮らしやすいまちづくり

No.	で心・女主で暮らしい 活動名	主な取組状況・実績	主な課題
27	地域にあった住 環境(公共施設・ 道路・交通環境 等)の整備を進め ます	・「行橋市地域公共交通計画」に基づき、公共交通事業者とともに、利便性向上や利用促進として、バスやバス停のラッピングや新駅の設置、交通空白地への対応として路線バスの延伸を実施・デマンドタクシーの実証実験を実施したが利用者数が低迷し定着には至らず	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
	災害に備えたし くみ・組織体制を 進数ます(避難行動要支援者の地域での自主的な情報把握・共有の 支援)	 ・各校区単位で「防災」をテーマにしたワークショップや、「地域防災講座」などの取組を実施 ・校区によっては住民が主体となった見守りや自主防災組織の整備が行われるなど、「防災」をテーマにした地域づくりが取り組まれている 	・校区単位での取り組みのため、各校区での取り組み状況に差がある・コロナ禍により集合しての研修が困難となり、実際に要支援者マップの作成には至っていない・個人情報の取扱いなど、関係者・機関で対応方法を統一していく必要がある
28		・行橋市高齢者マップシステムを活用し、令和4年6月1日現在で避難行動要支援者の同意者962名、手挙同意者の64名、併せて962名の台帳管理・個人情報保護協定を結んだ区長、自主防災会長と避難行動要支援者の情報共有を行うとともに民生委員に対して担当区域内の避難行動要支援者の存在を周知し、災害に備えた準備を逐次推進	・避難行動要支援者に名簿登載の案 内をするが、回答がないケースも ある
	災害に備えたし くみ・組織体制を 進めます(避難行 動要支援者の情 報収集)	・地域の区長、民生委員と連携	・避難行動要支援者に名簿登載の案 内をするが、回答がないケースも ある
	災害に備えたし くみ・組織体制を 進めます (ハザー ドマップの配布・ 周知)	・令和3年3月に防災マップを更新 し、同年4月に全世帯配布	・今後は担当課個別に取組の進行を 管理
29	「心のバリアフ リー」を進めます	・認知症高齢者・家族の理解推進: 認知症サポーター養成研修の実施 ⇒5年間93回養成者数1,712名 (うち中学生171名) ・各小・中学校において、総合的な 学習の時間を活用し、児童・生徒 に福祉学習を実施。 ・公民館講座(人権講座)等を通し た啓発活動	・新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症サポーター養成研修の実施回数が減少している。実施回数を増やすため、どのように普及啓発をしていくか。 ・コロナの関係で、実際に福祉関係の事業所等での体験学習ができない状況が続いている ・受講者ニーズに合致した講座の開催で、他課と連携した講座の開催の推進



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで支えあう福祉のまちづくり

本市では、これまで「ふれあい」「つながり」「支えあい」「安心」をキーワードに、市民一人ひとりが住み慣れた行橋のまちで、さまざまな人とふれあい、つながり、支えあっていくこと、また、だれもが安心していきいきとくらすことができる「地域共生社会」のまちづくりを目指し、行政だけの取り組みだけでなく、地域が主体的に行う取り組みを推進してきました。

今後、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等の進行を背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加し、暮らしの支援ニーズが複雑化・複合化していくことが予想されます。

それに伴い、住民に身近な圏域において地域住民等^{*3}が地域生活課題^{*4}を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、行政・専門機関・地域住民等が地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止め、多機関が連携・協働しながら課題を解決していく包括的な支援体制を整備していくことがますます重要となっています。

そこで、本市のこれまでの取り組みや地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、第3期計画に引き続き、本計画の基本理念を「みんなで支えあう福祉のまちづくり」とし、市民をはじめ、地域のさまざまな関係団体・機関や事業者、市が協働して、福祉のまちづくりを進めていきます。

^{※3} 地域住民等:社会福祉法において定義されるところの地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。

^{※4} 地域生活課題:社会福祉法において定義されるところの福祉サービスを必要とする地域住民及びその 世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予 防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、 住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会 からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる 分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

2 基本目標

基本目標1 みんなの顔がみえる支えあいの地域づくり

地域には、自分一人では日常生活を送ることが困難な人もおり、日常的な見守りや支援が必要とされています。しかし、必要とされる見守りや支援について、行政だけでは対応しきれないケースも多々あります。まずは、生活している地域の中でお互いを支え合える仕組みをつくることが、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するために重要なことだと言えます。

一方で、地域における近所付き合いや支え合い、助け合いの意識は希薄化しています。このような現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域社会の担い手という意識を醸成したり、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通じて幅広い年代を対象とした福祉教育を継続的に行ったりすることで、支え合い、助け合いや福祉教育の意識を促進していくことが必要です。とりわけ、将来を担う子どもや若い世代に向けた福祉教育は、地域への愛着を持ってもらうことや、今後の福祉活動の担い手の発掘や育成につながることから、非常に重要な取り組みとなります。

また、地域住民等が主体となって地域生活課題を解決するためには、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの多様な関係団体との連携による解決力の強化が求められます。

本市では、老人クラブやいきいきサロンをはじめとする多くの関係団体やボランティア団体等により、様々な活動や支援が行われていますが、人口減少の影響もあり、団体数・登録者数は減少傾向にあります。そのため、支え合い、助け合いの意義や解決力をより一層強化するためには、活動を行う関係団体同士をつなぎ、地域生活課題の共有や協働・連携による取り組みの推進など、相互活動のネットワーク化を図る必要があります。

その中でも、社会福祉協議会は地域づくりを推進していく上で、中心的な機関となります。行橋市社会福祉協議会では、地域福祉活動のネットワークを構築することを目的とした「行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会」、地域における公益的な取組を推進するための「行橋市社会福祉法人連絡会」等、多職種及び地域の活動者との定期的な協議を実施しているほか、市内4校区に「まちづくり協議会」を整備し、各校区の関係者と地域生活課題についての情報共有・検討を行っています。今後も、地域単位での福祉活動のネットワークを強化し、地域全体で住民を見守り、支えあう地域づくりを推進する必要があります。



基本目標2 いつでも相談しやすい相談支援のしくみづくり

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、充実した福祉サービスが必要です。現状、福祉サービスは、種類や提供者が多様化しており、サービスを利用する人が自らサービスを選択する時代になっています。そのため、利用者が最も適したサービスを選択できるよう、わかりやすい情報提供が求められるとともに、公平かつ確実に情報が伝わるよう、情報の受け手側の視点に立ちながら情報発信の手段や内容に配慮することが必要です。

また、サービスの利用だけでなく、高齢者や障がいのある人、子どもがいる世帯が生活していく上での悩みや不安を相談し、解消していくことも重要です。国では、社会福祉法を改正し、市町村における包括的な支援体制を構築することが求められています。今後は、地域福祉の関係者が、地域住民の相談事をまずは受け止め、適切にアセスメント*5することができるよう意識の啓発、専門的な知識や技術の習得支援を行い、複雑化・複合化する相談内容であっても適切な支援につなげることができる体制を整備することが必要です。

市民アンケート調査では、健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取り組みとして、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が 56.3%と最も高く、次いで「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が 50.6%となっており、"情報"と"相談"がいかに住民から求められている重要な要素であるかが把握できます。

今後は、自治会役員や民生委員・児童委員をはじめとした地域住民の身近な相談者が、地域での活動や支援を行いやすくするために、行政や社会福祉協議会が、活動上の困りごとや要望を受け止め、支援していく体制・機能を強化していく必要があります。

さらに、地域には事情があって生活上の困りごとや生きづらさを感じているにもかかわらず、自ら声を上げられない人や地域から孤立状態にあるために困っていることが外部からわからず、見守り活動等で発見されにくい人がいます。このような必要な支援につながっていない人々が生活上の課題に対処し、地域とのつながりの回復や社会参加を支援するためには、行政や専門機関が訪問等を行い、支援やサービスにつなぐ働きかけが必要です。こうした支援者側からの積極的な働きかけを「アウトリーチ」といいます。近年、家族関係の変化や地域のつながりの希薄化等から地域住民が孤立するリスクが指摘されており、アウトリーチ体制強化の重要性がますます高まっています。

^{※5} アセスメント:人やものごとを客観的に評価・分析すること。地域福祉においては、支援が必要な人やその家族との面談や聞き取りなどから、困りごとをはじめ、心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、対象者の要望をくみ取ること。

基本目標3 さまざまな機関が連携して支援できるしくみづくり

複雑化・複合化する地域生活課題を解決していくためには、地域の支援者と様々な専門機関が連携して支援していくことが重要です。

本市では、成年後見制度の中核機関として、令和2年7月に「行橋・京都成年後見センターおれんじ」が設置され、権利擁護支援の地域連携ネットワークが確立されています。市民アンケート調査では、成年後見制度の認知度(名称を知っている)は59.3%となっており、今後はさらに制度の中身の理解促進を図っていく必要があります。

また、本市では市内6か所に設置されている高齢者相談支援センターをはじめ、障がい者等基幹相談支援センターや子育て支援センター、生活相談センター等、分野別・対象別の相談支援体制は充実していますが、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するためには、多機関の横軸の連携を今後強化していくことが重要です。現在は、必要に応じて連携が必要な庁内関係課や専門機関等とその都度ケース会議をして、役割分担をしながら対応をしている状況ですが、今後、各関係者が足並みを揃えて地域共生社会を実現していくためには、地域福祉に関わる様々な関係者が、複雑化・複合化した地域生活課題を情報共有し、課題解決に向けた対応を協議する場を設置することも検討が必要です。

さらに、令和7年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者を迎えることもあり、病気にかかる高齢者や既に持病がある高齢者が増加し、病院に行く人、入院する人が増加することが予想されます。障がい福祉分野では、障がい者支援施設に入所している障がい者や、精神科病院に入院している人等が、住まいの場を施設や病院から単に元の家庭に戻すのではなく、社会の中で皆が一緒に生活を送ることを目指す「地域移行」が従来から推進されています。その一方で、医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。今後は、退院した人や持病を持っている人、障がいを持つ人等が、地域で安心・安全な生活を継続できるよう医療と地域福祉の連携体制を強化していく必要があります。

加えて、平成 28 年の社会福祉法改正において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。「地域における公益的な取組」とは、社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性や知識・技術を活用して、地域での福祉活動への参画、災害時の要支援者への安心・安全の仕組みづくり、子どもや地域住民の居場所づくり、住民に身近な相談窓口など制度の狭間にあるニーズなどに対応した無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取り組みを指します。

本市では、デイサービスセンターの介護職員による「レクリエーション講座」、社会福祉法人の車両を活用した、買物や移動の困難な地域に対する「ドライブサロン」などの事業が行われています。 今後も地域公益活動の推進を目的とした「行橋市社会福祉法人連絡会」を中核として、「地域における公益的な取組」を推進していく必要があります。



3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

1

みんなの顔が見える支えあいの地域づくり

[施策]

- ■No.1 地域住民等のための地域活動拠点の整備や開拓
- ■No.2 地域住民等による地域福祉活動の推進
- ■No.3 地域における避難行動要支援者の把握と日常的な見守り推進
- ■No.4 地域において地域生活課題を把握し解決を試みることができる協議の場づくり

2

いつでも相談しやすい相談支援のしくみづくり

[施策]

- ■No.5 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ■No.6 福祉サービスを必要とする地域住民への適切な情報提供
- ■No.7 地域福祉を推進する人材の活動支援や養成

3

さまざまな機関が連携して支援できるしくみづくり

[施策]

- ■No.8 権利擁護体制の推進
- ■No.9 多機関協働による相談体制の整備
- ■No.10 地域が必要とする「地域における公益的な取組」の実施

4 「地域」福祉生活圏のイメージ

この計画でいう「地域」の範囲は、概ね以下のとおりに整理しています。

<基礎圏域(小地域)>

自治会の圏域:市民の生活に最も身近な圏域であり、交流や支えあいなど日常的な地域活動の基(区・行政区) 礎となる単位です。

<小圏域>

小学校区の圏域:基礎圏域(小地域)の取り組みでは解決することが難しい問題等に対し、近隣の 小地域同士活動が結びついて取り組みが行われる単位です。

<中圏域>

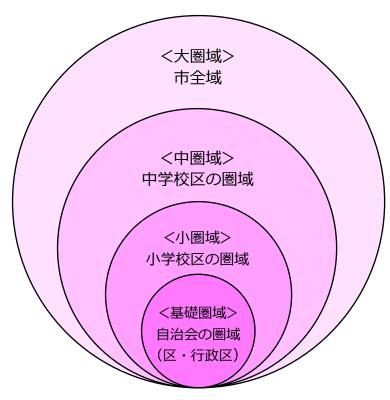
中学校区の圏域:小学校区単位でも解決することが難しい問題等に対して、対処する単位です。高齢者相談支援センター等地域住民の福祉活動や福祉サービス提供拠点整備の範囲です。

<大圏域>

市全域

: 市全体で取り組むべき課題や、全体で取り組んだ方が効率的なことについては、 市全域で取り組みを進めます。 広域なボランティア・市民活動や介護保険等の福 祉サービスといった市全域での活動やサービスを提供する範囲です。

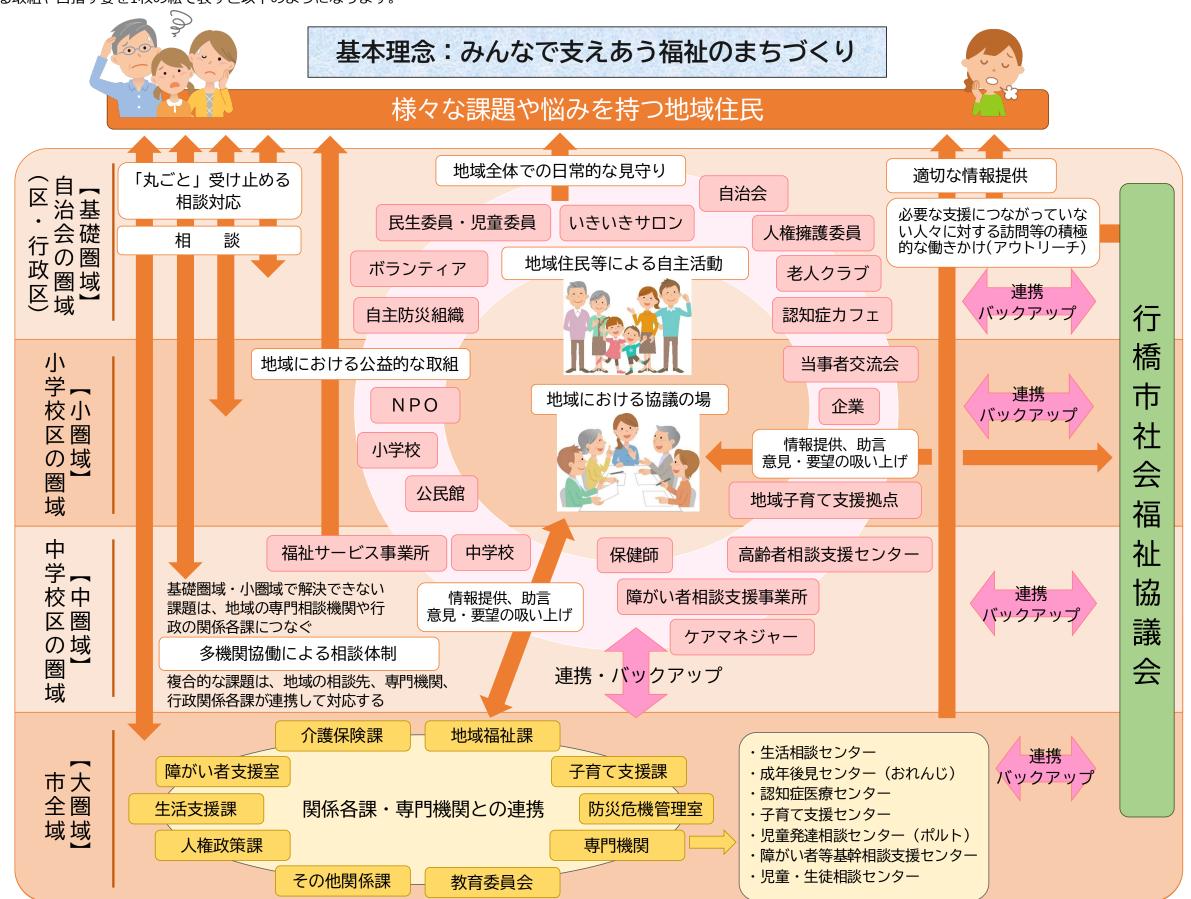
■地域福祉生活圏のイメージ■





5 計画の概要(グランドデザイン)

本計画における取組や目指す姿を1枚の絵で表すと以下のようになります。



第2部 各

各論





(第2部各論の見方)

第1章

基本目標 1 みんなの顔が見える 。 支えあいの地域づくり

1 地域住民等のための地域活動拠点の整備や開拓

(1) 現状と課題

地域住民等の「気軽に集まれる場」「自由に交流できる場」を求める声は大きい状況ですが、活動できる施設やスペースは限られる状況です。今後は、地域住民が身近な場所で集まり、活動ができるよう空き家や空きスペース等を活用していく必要があります。

■住みやすい地域にするために必要な取組では、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」が 35.8%で最も高くなっています。(第1部 総論 第2章-2 (2)②参照)

■地域住民が協力して住みやすい地域にするために必要な取組では、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」(52.8%)が 3番目に高くなっています。(第1部 総論 第2章-3 (2)①参照)

■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「自由に交流できる場を用意する」(47.4%)が 4番目に高くなっています。(第1部総論 第2章-4 (2)①参照)

基本目標とその達成に向け た施策の名称

各種アンケート調査や第3 期計画の検証・評価から整理した行橋市の現状と課題 を記載しています。

みんなの顔が見える支えあいの地域づくり

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 自身が提供できる空きスペース等の情報があれば、社会福祉協議会や行政等に情報提供しましょう。
- (3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)
 - ◆ 公民館等の公共施設、空き家や空き店舗等の地域資源を見つけて、活用することを心がけましょう。

59

各施策の推進及び基本目標の達成に向けて、地域住民に期待される一人ひとりができること(自助)、地域ぐるみで協力し合いながら取り組むこと(自助・共助)を記載しています。



第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画



第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(4)社会福祉協議会が取り組むこと ■

No.	取組名	取り組み内容
社-01	気軽に参加・交流で きる居場所づくり	様々な人が気軽に参加して交流できる居場所を増やします。
社-02	新たな集まりの場の 整備・開拓	商業施設や福祉施設等の空きスペースを活用した集まりの場の整備・開拓を行うとともに、提供いただける施設、企業や法人との協力体制を構築します。

社会福祉協議会の取り組みについて記載しています。

(5)行政が取り組むこと

`	(3) 11203 4 5 120 2 2				
	No.	取組名	取り組み内容	担当	
	行-01	公民館の環境整備	地域住民等が安心、安全に活動ができるよう、公民館の改修・保全及び感染症対策等 の環境整備を行います。	生涯学習課	
	行-02	空き店舗等を活用し た交流の場の確保支 援	行橋市社会福祉協議会と連携し、地域の空き店舗や空き家等を、「認知症カフェ」等の地域の交流の場として活用できるよう支援します。	福祉部各課	
	行-03	活動場所提供者・利 用者のマッチング支 援	行橋市社会福祉協議会と連携し、地域の活動の場 (空きスペース等)を提供できる人・団体と、活動の場を探している人・団体をマッチングする仕組みづくりに向けて、各関係機関と協議します。	地域福祉課	

行政の取り組みについて記 載しています。



取り組みを推進する担当課 を記載しています。

60

第1章

基本目標1 みんなの顔が見える 支えあいの地域づくり

1 地域住民等のための地域活動拠点の整備や開拓

(1) 現状と課題

地域住民等の「気軽に集まれる場」「自由に交流できる場」を求める声は大きい状況ですが、活動できる施設やスペースは限られる状況です。今後は、地域住民が身近な場所で集まり、活動ができるよう空き家や空きスペース等を活用していく必要があります。

市民の声 ■住みやすい地域にするために必要な取組では、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」が 35.8%で最も高くなっています。(第1部 総論 第2章-2 (2)②参照) ■地域住民が協力して住みやすい地域にするために必要な取組では、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」(52.8%)が 3 番目に高くなっています。(第1部 総論 第2章-3 (2)①参照) ■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「自由に交流できる場を用意する」(47.4%)が 4 番目に高くなっています。(第1部総論 第2章-4 (2)①参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 自身が提供できる空きスペース等の情報があれば、社会福祉協議会や行政等に情報提供しましょう。
- (3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)
 - 公民館等の公共施設、空き家や空き店舗等の地域資源を見つけて、活用することを心がけましょう。



(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-01	気軽に参加・交流で きる居場所づくり	様々な人が気軽に参加して交流できる居場所を増やします。
社-02	新たな集まりの場の 整備・開拓	商業施設や福祉施設等の空きスペースを活用した集まりの場の整備・開拓を行うとともに、提供いただける施設、企業や法人との協力体制を構築します。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-01	公民館の環境整備	地域住民等が安心、安全に活動ができるよう、公民館の改修・保全及び感染症対策等 の環境整備を行います。	生涯学習課
行-02	空き店舗等を活用し た交流の場の確保支 援	行橋市社会福祉協議会と連携し、地域の空き店舗や空き家等を、「認知症カフェ」等の地域の交流の場として活用できるよう支援します。	福祉部各課
行-03	活動場所提供者・利 用者のマッチング支 援	行橋市社会福祉協議会と連携し、地域の活動の場 (空きスペース等) を提供できる人・団体と、活動の場を探している人・団体をマッチングする仕組みづくりに向けて、各関係機関と協議します。	地域福祉課



第2部

地域住民等による地域福祉活動の推進 2

第2章-2(2)②参照)

(1) 現状と課題

市民には、地域への活動に「参加したいができない」人たちも一定数おり、「自分にあった時間 帯 | 「身近なところや便利なところで活動できること | 等を条件にあげている人が多くなってい ます。また、地域の関係団体は「活動メンバーの減少・高齢化」「団体を運営するスタッフや役員 不足」「活動のマンネリ化、活動が広がらない」等を課題にあげています。

今後は、関係団体のニーズとしてもあがっているように、行政や社会福祉協議会、自治会、民 生委員・児童委員、介護・福祉施設などの多機関の連携、地域の関係団体同士のネットワークを 強化し、市民活動を活性化していく必要があります。

また、「防災」など市民の多くが関心のあるテーマを切り口に地域活動や地域のつながりを深 めていくことも重要です。

■現在地域活動に参加していない人の今後の参加意向は、「参加したいができな い | が 34.6%、「参加したくない | が 51.3%となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)②参照) ■地域活動への参加条件は、「夜間や休日、または平日昼間など、自分に合った 時間帯に参加できること」(45.5%)、「身近なところや便利なところに活動で 市民の声 きる場所があること」(36.5%)が上位にあげられています。(第1部 総論

■地域活動を行う中での問題点や課題では、「活動メンバーが高齢化している」 (88.2%)、「活動メンバーになる人が少ない」(64.7%)、「団体を運営するス タッフや役員不足」(47.1%)、「活動のマンネリ化、活動が広がらない」 (47.1%) が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-4(2)①参 照)

関係団体 の声

- ■地域活動をしていくうえで市に望むことでは、「団体や活動についての情報発 信」(41.2%)、「活動上必要な情報提供」(41.2%)、「他団体とのネットワーク 化」(35.3%) が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-4(2) ①参照)
- ■地域活動を推進するために連携が必要な機関等では、「市役所」(70.6%)、「町 内会・自治会」(64.7%)、「社会福祉協議会」(58.8%)、「民生委員・児童委員」 (41.2%)、「介護・福祉施設」(41.2%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)



(2) 一人ひとりにできること(自助)

【福祉意識の醸成】

- 地域福祉に対する関心を持ちましょう。
- 福祉や人権など社会が抱える問題について理解を深めましょう。
- 地域や学校で行われる研修会などに参加しましょう。

【交流・支えあい】

- 近隣住民同士で、あいさつをするなど顔の見える関係をつくりましょう。
- 地域活動や各種ボランティア団体、NPO等、やってみたいこと、興味があることの情報 を収集し、積極的に参加しましょう。
- 自治会や既存の施設等を活用して共通の趣味を持つ人と集まり、交流の場を広げていきましょう。
- 近隣住民同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け(ゴミ出し、買い物など)をお願いし合える関係をつくりましょう。

(3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

【福祉意識の醸成】

- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。
- 地域の人達が地域福祉に対する関心を持てるように地域福祉に関する情報提供をしていきましょう。

【交流・参加促進】

- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等は、広報誌やホームページ、SNSを通じて自分たちの活動をPRしましょう。
- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等は、積極的に地域のイベントに参加する ことで、地域住民から、より身近に感じてもらえるような関係性を築きましょう。
- いきいきサロンや老人クラブ、子ども会等、世代ごとの集まりを結びつける機会をつくりましょう。
- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等で、普段から横のつながりを持ち、地域 の輪を広げましょう。

【支えあい】

● ゴミ出し、買い物、通院などの日常生活での困りごとを抱えている人に対し、地域で声を 掛け合いながら、できる範囲で助けあい、支えあいましょう。

(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-03	福祉活動の参加を目 指した周知・啓発	小中学校を対象とした福祉教室や小地域を対象とした地域支え合い講座、様々な地域生活課題に応じたボランティア活動者の養成講座等を通して、幅広い世代の福祉活動への参加を促進します。
社-04	ボランティアセン ターの機能強化	個人・団体のボランティア登録を推進するとともに、登録情報 を充実させ、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の マッチング機能を強化します。
社-05	世代・団体の垣根を 超えた地域のつなが りの再構築	既存のいきいきサロン活動やボランティア活動の継続的な支援、及び新たな活動の立ち上げ支援を行うとともに、小地域福祉活動を通した様々な世代・団体間の交流を促進します。
社-06	地域福祉活動ネット ワーク推進協議会等 による地域福祉活動 の推進	地域福祉活動ネットワーク推進協議会を通して、いきいきサロン、ボランティア、老人会、区長・民生委員・児童委員等、様々な立場から地域福祉活動を推進します。
社-07	各団体の交流会や研 修会等の開催	いきいきサロンとボランティア・老人会・福祉施設、社会福祉 法人等、地域福祉活動を推進する団体同士の交流会や研修会 の開催等を通して、様々な団体が連携した地域福祉活動を推 進します。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-04	福祉に関する市民大学講座の充実	地域福祉を題材とする市民大学講座を開催し、地域住民等の福祉意識の向上を図ります。	生涯学習課
行-05	総合的な学習の時間の活用	小中学校における「総合的な学習」の時間 等を活用し、福祉を題材とすることについ て、教育委員会や社会福祉協議会と連携し 実施します。	指導室 福祉部各課
行-06	福祉に関する出前講座等の実施	地域住民等に対する出前講座、認知症サポーター養成講座、子育て講座等の機会を活用して、福祉意識の向上や地域福祉の理解促進を図ります。	福祉部各課



No.	取組名	取り組み内容	担当
行-07	世代間交流の推進	認知症カフェ、はたらく障がい者交流会等、各種事業を活用し、様々な世代が交流 できる機会を創出します。	福祉部各課

コラム

地域の集まりの場のご紹介

いきいきサロン

いきいきサロンは、地域を拠点に、その地域の住 民同士が協同で企画し内容を決め、ともに運営して いく楽しい仲間づくり・居場所づくりの活動です。

最近では、ご近所であいさつをする機会や玄関前での立ち話など、ご近所同士でコミュニケーションをとることが減ってきており、高齢者や子育て中の親同士が交流する場が少なくなってきています。

サロンはそんな地域の方たちが参加し、定期的に 集まることで顔なじみの輪を広げ、いきいきとした 楽しい生活を送ることを目的としており、茶話会、 ゲーム、運動、手芸、園芸、料理、世代間交流など 様々な活動をしています。





老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織です。

少子高齢化が進み、人生 100 年時代を迎えた今日、老人クラブ活動に対する社会的な期待は、ますます大きくなっています。

老人クラブでは、趣味・文化・レクリエーション活動を通じた「生きがいづくり」、健康学習・運動・体力測定を通じた「健康づくり」、同世代の親睦・支えあいを通じた「仲間づくり」、環境美化・ボランティア、世代交流を通じた「地域づくり」を基本理念として様々な活動をしています。





第2部

地域における避難行動要支援者の把握と日常的な見守り推進 3

(1) 現状と課題

避難行動要支援者^{※6}や高齢者等SOSネットワーク事業、見守りステッカー、防災メールについ ては引き続き制度の周知を図っていく必要があります。また、地域の要支援者の情報は、区長や 民生委員・児童委員など必要な人に共有し、日常的な見守りにも生かしていくことが重要です。 「防災」は多くの市民にとって関心のあるテーマと考えられ、地域防災に関するワークショップ や講座、自主防災組織の整備などが、日頃から見守り支えあう地域づくりにつながっていく可能 性があるため、社会福祉協議会や行政、消防等が連携しつつ、地域に働きかけやバックアップを していく必要があります。

■地域住民から受けたい支援内容では、「災害時の手助け」(48.4%)、「安否確認 の声かけ」(48.1%)が上位にあげられています。自身が地域住民へ可能な支 援内容では、「安否確認の声かけ」(63.0%)、「話し相手」(35.6%)、「災害時 の手助け」(33.9%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-2 (2) ①参照)

■避難が困難な人がいる場合の支援する人としての協力意向では、「どちらかと いえば協力したい」が 41.5% 「協力したいが、理由があって難しい」が 20.5%、 「わからない」が 18.8%となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)④ 参照)

市民の声

■どのような機会や取組があれば災害の際に支援しやすくなると思うかについ ては「近所の人や、自治会・組や班、隣組の単位などで情報を共有しておくこ と | (53.8%)、「制度のわかりやすい説明を受けること | (39.5%)、「支援が必 要な人と、普段から交流しておくこと」(27.5%)が上位にあげられています。 (第1部 総論 第2章-2(2)④参照)



民生委員・ 児童委員 の声

■避難行動要支援者を支援しやすくするための機会・取組では、「自治会・組や 班、隣組の単位などで情報を共有しておくこと」(80.2%)、「支援が必要な人 と、普段から交流しておくこと」(52.8%)、「制度のわかりやすい説明を受け ること (42.5%) が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-3(2) ②参照)

■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「緊急時 や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」(54.7%)が最も高くなって います。(第1部 総論 第2章-3(2)⑤参照)



※6 避難行動要支援者:高齢者、障がい者、乳幼児など、防災上特に配慮を要する方たちのうち災害発生 時の避難等に、特に支援を要する方。①介護保険の要介護3以上、②身体障害者 手帳1級または2級、③療育手帳、④精神障害者保健福祉手帳1級、のいずれか に該当する方で、ご自宅にお住まいの方が対象となる。また、上記の①~④に準 じる状態の方や、生活の実態等から支援が必要と認められる方も対象となる(高 齢者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等)。



■地域の問題点・不足している事項では、「災害などの緊急時の対応・体制がわからない」(47.1%)が2番目に高い。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)

■災害が発生した際、参加できる活動では、「避難所での炊き出し、洗濯など」 (63.2%)、「子どもの遊び相手」(57.9%)、「救援物資の仕分け、配送」(52.6%) が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)

関係団体の声

■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「緊急時 や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」(63.2%)が最も高くなって います。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

【避難行動要支援者の把握など】

- 地域の避難訓練などへ積極的に参加し、地域の結束力を高めましょう。
- 家族に避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者名簿への登録を勧めましょう。

【日常的な見守り】

- 近隣住民同士で、あいさつをするなど顔の見える関係をつくりましょう。
- 近隣住民で気になる人がいる場合には、見守りを心がけましょう(声掛け、電気が付けっぱなしでないか、郵便物がたまっていないか等)。
- 困っているような人がいるときには、声をかけたり、民生委員・児童委員等の地域の身近 な相談役に相談したりしてみましょう。
- 家族に行方不明になる恐れのある方がいる場合は、高齢者等SOSネットワーク事業への登録をしましょう。

(3) 地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

【避難行動要支援者の把握など】

- 地域でルールを決めて、避難行動要支援者の把握や情報共有を行いましょう。
- 地域での活動者や団体同士が、何かあった際に連携できるよう、日ごろからつながりをもつように心がけましょう。
- 自主防災組織の充実・強化を図りましょう。

【日常的な見守り】

- 子ども達の通学時の見守りなどに参加し、あいさつ、声かけをしましょう。
- 平常時においても、避難行動要支援者などに対する「見守り」や「声かけ」をしましょう。
- 近隣住民同士が、互いの顔の見える関係を築き、いざという時の見守り・助け合いにつな げましょう。

(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-08	「防災」に対する意 識啓発	既存の小地域福祉活動の場において「平時からの」防災に関す る啓発を目的とした出前講座を実施します。
社-09	平時からの「防災」を 意識したネットワー クの構築	日ごろからの見守り・声かけを通じて、小学校区を基盤とした防災ネットワークや自主防災組織の構築・強化を目指します。
社-10	災害ボランティアセ ンターの設置・運営	ウィズゆくはしを拠点とした、災害ボランティアセンターの 設置・運営に向けた検討を進めます。
社-11	行政・福祉団体等と 地域で行う防災活動 の連携支援	行政等関係機関と地域における協議の場の連携を促進し、平 時からの見守り体制を強化します。
社-12	新たな見守り活動の 促進	SNSを通じた見守り活動など新たな形でのつながりづくり を目指します。





(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-08	避難行動要支援者名 簿の登録推進と日常 的な見守りへの活用	社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員等と連携しつつ、避難行動要支援者の情報収集と名簿への登録を推進し、平常時の地域における見守り活動への活用を支援します。	防災危機管理室
行-09	避難行動要支援者の 避難訓練実施支援	地域での避難行動要支援者と支援者の マッチングを推進するとともに、避難訓練 の企画・実施の支援を行います。	防災危機管理室
行-10	高齢者等SOSネット ワーク事業への登録 推進	行方不明になった際の捜索に役立てるため、行方不明になる恐れのある認知症の方等の「高齢者等SOSネットワーク事業」への登録及び「あんしん見守りステッカー」の配布を推進します。	介護保険課
行-11	「防災メールまもる くん」等の登録推進	高齢者等の行方不明が発生した際に、地域 住民等に情報をメールにて配信する福岡 県のサービス「防災メールまもるくん」及 び防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもる くん」の登録を推進します。	福祉部各課
行-12	「あんしん情報セッ ト」の配布促進	独居高齢者等の万一の緊急事態に備えて、 持病や既往症、投薬、かかりつけ医療機関、 家族などの緊急連絡先等を整理した「あん しん情報セット」について、未配布者への 配布を促進します。	介護保険課

第 2 部

4 地域において地域生活課題を把握し解決を試みることができる 協議の場づくり

(1) 現状と課題

地域住民に身近な相談役である民生委員・児童委員のうち、関係者・関係機関が集まり定期的 に話し合う場が「ない・把握していない」という回答が3割弱となっています。

民生委員・児童委員、区長、地域の集まりの場の世話人、地域で活動する団体やボランティアの方など小地域の関係者が地域生活課題を把握し、解決に向けて協議する場を整備し、さらにそこで出た地域だけでは解決できない課題を社会福祉協議会や行政、専門機関が吸い上げる仕組みを構築していく必要があります。

民生委員・ 児童委員 の声 ■関係者・関係機関が集まり定期的に話し合う場については、「ある」が 64.2%、「ない」が 17.9%、「把握していない」が 10.4%となっています。(第1部 総論 第2章-3(2)④ 参照)

(2)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- 地域での活動者や団体同士が、日ごろからつながりをもち、地域で困っている人の情報を 共有し、地域ぐるみで解決に向けた支援をしましょう。
- 地域活動団体、ボランティア団体、NPO、地域のお世話役等が一堂に会する会議等に積極的に参加することで連携を深めるとともに、地域生活課題の共有を図りましょう。

(3) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-13	地域生活課題の解決 に取り組むための体 制の整備	小圏域 (小学校区の圏域) で高齢・障がい・児童等の様々な分野にわたる地域生活課題の把握と解決に向けた協議を行うことを目的としたまちづくり協議会*7を整備します。
社-14	まちづくり協議会を 中心とした生活課題 の解決に向けた協議	既存のまちづくり協議会における各地域の地域生活課題に対する情報共有、課題の解決に向けた協議を進めます。
社-15	地域活動団体、ボランティア団体等様々な団体との協議の場の開催	地域福祉活動ネットワーク推進協議会を中心に、地域の活動者と社会福祉協議会・行政が定期的に情報を共有し、地域生活課題の解決に向けた協議を行います。

※7 まちづくり協議会:本計画でいう「まちづくり協議会」は、小学校区の地域住民・団体が自発的に集まって組織するもので、現在(2022年)、11校区のうち4校区で組織化されています。その4校区のまちづくり協議会は、それぞれ○○会や△△会など地域独自の名称があり、参加する地域団体等も地域によって様々です。また、高齢・障がい・児童等の福祉分野の課題だけでなく、防災や地域活性化など多様なテーマに取り組んでいます。本計画では、こうした多様な形で組織化されている小学校圏域の中核的な地域組織を総称して「まちづくり協議会」と呼んでいます。

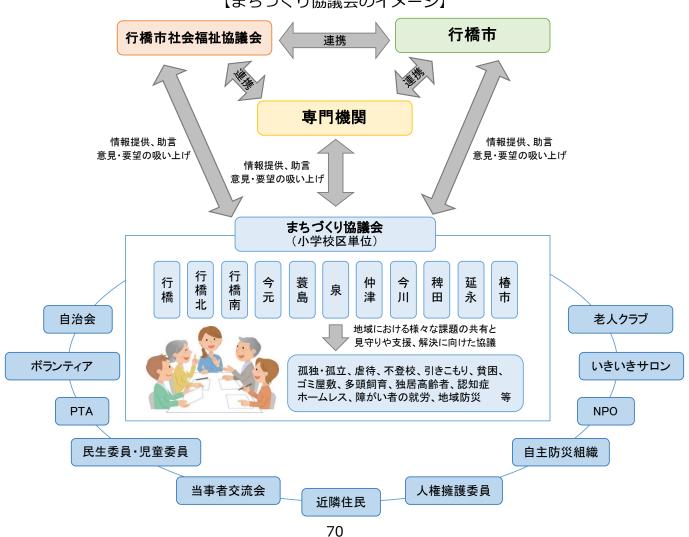


No.	取組名	取り組み内容
社-16	社会福祉法人連絡会 の活動推進及び地域 活動団体との連携促 進	社会福祉法人連絡会と地域福祉活動ネットワーク推進協議会等の連携を促進し、地域生活課題を把握できる体制を構築するとともに、地域生活課題に対して社会福祉法人連絡会等のネットワークによる公益的な取組を活用した解決を目指します。

(4) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-13	住民に身近な地域に おける協議の場づく り	行橋市社会福祉協議会と連携し、小圏域 (小学校区の圏域)にまちづくり協議会等 を整備し、地域生活課題について協議でき る場をつくります。	地域福祉課
行-14	住民に身近な地域に おける協議の場を活 用した取り組みの推 進	まちづくり協議会等に参画し、情報提供や 情報収集を通して、地域住民等と連携しな がら地域生活課題の解決に向けた取り組 みを推進します。	福祉部各課

【まちづくり協議会のイメージ】



基本目標2 いつでも相談しやすい 相談支援のしくみづくり

地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 1

(1) 現状と課題

市民の身近な地域の世話人(民生委員・児童委員や自治会役員)や相談機関の認知度は高いとは 言えない状況にあるため、広く市民に周知・理解促進を図る必要があります。

また、現在関係各課の相談機関が必要に応じて連携しながら相談に対応していますが、市民の 様々な地域生活課題に対応していくためには、職員の確保や知識・スキルの向上が課題になると考 えられます。各種相談機関の人材確保・育成も踏まえた包括的な相談体制を体系づけていく必要が あります。

> ■身近な地域の世話人の認知度では、「名前も活動内容も知っている」の割合は、 『自治会(町内会・区などの)役員』で43.6%

『民生委員・児童委員』で 19.4%

『行橋市内のボランティア団体やNPO』で3.7%

となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑥参照)

■地域福祉に関する機関の認知度についてみると、「名前も活動内容も知ってい る」の割合は、

『休日夜間急患センター』で 65.3%

『京築保健福祉環境事務所(保健所)』で26.2%

『子育て支援センター』で 23.1%

『高齢者相談支援センター』で 21.2%

『社会福祉協議会』で 20.5%

『行橋京都病児病後児保育室 (アンファン)』で 14.1%

『生活相談センター』で 14.0%

『障がい者支援センター』で 12.3%

『児童・生徒相談センター』で 11.7%

『行橋京都児童発達相談支援センター』で 10.7%

『障がい者等基幹相談支援センター』で 7.4%

『行橋・京都成年後見センター』で 5.0%

『福岡県認知症医療センター』で 3.2%

となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑥参照)

■健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取組では、「身近な 場所で相談できる窓口を増やす」(56.0%)が2番目に高くなっています。(第 1部 総論 第2章-2(2)⑦参照)











市民の声



民生委員・ 児 童 委 員 の声

■普段の活動の中で相談したり協力を求めている関係団体では、「高齢者相談支援センター」(82.1%)、「自治会(区)の役員」(78.3%)、「社会福祉協議会の窓口」(47.2%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-3(2) ④参照)

■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(43.4%)が3番目に高くなっています。(第1部 総論 第2章-3(2)⑤参照)

関係団体の声

■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(52.6%)が3番目に高くなっています。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 自分の地域の民生委員・児童委員や活動している団体等と、いざという時に気軽に相談できるように、日ごろからつながりを持ちましょう。
- 何かあった際(困難や悩みを抱えた際など)には、「周囲に迷惑がかかる」と考えず、まずは相談してみましょう。
- 自分ひとりや家族にできないことは、隣近所の人などに支援や手助けをお願いしてみましょう。
- 地域のなかでつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、 当事者に相談先を紹介したりしましょう。

(3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- 専門的な支援が必要と思われるときは、相談機関や行政に連絡しましょう。
- 孤立しているような住民(世帯)には声をかけるようにしましょう。
- 相談をためらっているような住民(世帯)がいるときには、相談を促したり相談機関や行政に伝えたりしましょう。
- 個人、家庭、隣近所の困りごとなどの解決に向けて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめ、高齢者相談支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、 生活相談センター等の相談窓口を積極的に活用しましょう。

(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-17	地域生活課題の早期 発見	心配ごと相談等、各種相談窓口を継続するとともに、小地域福祉活動の場において相談機関の周知を行うなど、アウトリーチの取組を進め、課題の早期発見に努めます。
社-18	包括的な相談窓口の 周知啓発	各相談機関や社会福祉法人との連携のもと、包括的相談体制 の意識啓発を目的とした研修会の開催等を通じて整備に努め るとともに、相談窓口の周知啓発を行います。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-15	民生委員・児童委員 等の地域の身近な相 談役の活動周知	民生委員・児童委員、人権擁護委員等の地域の身近な相談役の活動内容について、市ホームページや市報、SNS等の様々な媒体を通じて、地域住民等に周知します。	地域福祉課 人権政策課
行-16	各種相談窓口に対する意識啓発	地域福祉課を中心に、福祉部各課の相談機 関職員が、様々な地域生活課題を抱える地 域住民の相談を「丸ごと」受け止め、多機 関協働で解決していく仕組みの理解促進 を図るとともに、「丸ごと」受け止めるアセ スメントカの向上を行います。	福祉部各課
行-17	アウトリーチに関す る取り組みの強化	地域住民の中には、支援が必要であるにもかかわらず、相談窓口に届いていない方がいると思われます。このような地域住民が、早期に必要な支援へ結びつくことが出来るよう、アウトリーチの取り組みを強化します。	福祉部各課



2 福祉サービスを必要とする地域住民への適切な情報提供

(1) 現状と課題

市民が情報を必要とするときに、素早く適切に得ることができるよう、ホームページや市報、多様なSNS、各課パンフレットや専用サイト・アプリ等様々な媒体を使用して引き続き情報発信を充実させていく必要があります。また、地域の集まりの場やイベント時、公民館やその他市の施設等、市民が日常的に使用する施設を通じた情報提供もさらに充実させていく必要があります。

市民の声	 ■保健福祉情報を必要とした時にすぐに入手できたかについては、「すぐに手に入れることができた」が64.3%、「時間がかかったが、手に入れることができた」が30.5%、「手に入れることができなかった」が2.6%となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑥参照) ■保健福祉情報の入手先では、「公的機関の窓口(市の窓口など)」(44.8%)、「市報ゆくはし」(37.0%)、「市のホームページ」(26.9%)、「民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどからの情報」(22.1%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑥参照) ■健康で安心を実感できるまちづくりのために重要だと思う取組では、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(56.3%)が最も高くなっています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑦参照)
関係団体の声	■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(57.9%)が2番目に高くなっています。(第1部 総論 第2章-4(2)①参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 福祉の制度やサービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。
- 回覧板や市の広報等の媒体から、必要な情報を収集しましょう。
- インターネットやSNS等、様々な媒体からも情報を入手できるように使い方を積極的に 学びましょう。
- 地域活動や自分が行っている活動などをできる範囲で発信、宣伝しましょう。
- 地域のなかでつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、 当事者に相談先を紹介したりしましょう。

(3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等は、広報誌やホームページ、SNSを通じて自分たちの活動をPRしましょう。
- 見守り活動を通じて、情報が必要な人に福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。

(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-19	情報の収集・周知啓 発	広報委員会を中心に、社会福祉協議会広報誌「ゆうあい」や社 会福祉協議会ホームページなどを通して情報収集や発信を行 います。
社-20	新たな情報発信の仕 組みづくりと情報の 受取り手の養成	SNSを活用し、新たなプラットフォームを立ち上げるなど、広く情報発信を行うとともに、通信サービス事業者と連携した「スマートフォン講座」を行う等、情報の受け取り方講座を開催します。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-18	様々な媒体を活用し た情報発信	市ホームページや市報、各課パンフレットやガイドブック、専用サイト・アプリ、各種SNS、dボタン等の多様な媒体を活用して、福祉サービスや福祉に関する取り組み、情報を発信します。	秘書課 福祉部各課
行-19	様々な機会、場所、人 材を活用した情報発 信	各種イベント(認知症普及啓発イベント等)の場や公民館等の公共施設、福祉サービス事業所等の民間施設、生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)等の人材を活用して、福祉サービスや福祉に関する取り組み、情報を発信します。	福祉部各課
行-20	地域住民の情報の受 け取り方に関する支 援	(生涯学習課) 市民大学講座の機会を活用して、情報の受け取り方に関する講座を実施します。 (介護保険課) 地域住民が適切に情報を入手することができるよう、行橋市社会福祉協議会・通信サービス事業者と連携し、情報の受け取り方に関する講座を実施します。	生涯学習課 介護保険課



コラム

福祉サービスや地域福祉に関する情報はどこで手に入る?

本市では、市ホームページや市報、各課パンフレットやガイドブック、専用サイト・アプリ、各種SNS、dボタン等の多様な媒体を活用して、福祉サービスや福祉に関する取り組み、情報を発信していきます。

■社協だより「ゆうあい」

行橋市社会福祉協議会では、行橋市社会福祉協議会だより「ゆうあい」を発行し、福祉サービスや地域住民による地域福祉活動の情報を発信しています。

■行橋市公式 SNS

行橋市では、Instagram (fukuoka_yukuhashi_official) と LINE (city.yukuhashi) の公式アカウントを通じて、福祉に関する情報 に関わらず、様々な情報を発信しています。今後は、SNS も活用して、福祉サービスや地域福祉に関する講座・イベント等の情報を発信していきます。

■ dボタン広報誌

令和3年4月より、テレビの九州朝日放送(KBC)のチャンネルからdボタンを押すことで、行橋市の情報をお知らせする「dボタン広報誌」が開始されました。今後は、dボタン広報誌も活用して、福祉サービスや地域福祉に関する講座・イベント等の情報を発信していきます。

- ■行橋市子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」
- ■行橋市母子手帳アプリ「すくすく」

「すくすくゆくはし」(https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/kosodate/)

「すくすく」は、行橋市の育児情報の配信はもちろん、予防接種のスケジュール管理や通知、健診の数値のグラフ化などが備わった 子育て支援アプリです。

では、年齢や対象、目的別に子育てに関する情報を掲載しています。

■行橋市介護・医療情報サイト「けあプロ・navi」

「けあプロ・navi」(https://carepro-navi.jp/yukuhashi)では、在宅医療や介護事業所に関する情報、介護保険・行政サービス以外の民間サービスや地域での活動の場所、ボランティア活動に関する情報等について掲載されており、住んでいる地域や施設・サービスの名称、受けたいサービスの内容等から検索することができます。









3 地域福祉を推進する人材の活動支援や養成

(1) 現状と課題

地域住民にとって最も身近な地域の相談役は民生委員・児童委員と考えられ、地域共生社会・包括的な相談体制を実現するためにも、重要な人材です。一方で、民生委員・児童委員の高齢化・なり手不足が課題となっています。

民生委員・児童委員アンケートや本計画策定の際の「福祉のまちづくり推進委員会」において も、民生委員・児童委員のなり手がいないことやサポート体制の強化を望む声が多く挙がってお り、サポート人材の発掘等の活動支援を強化していく必要があります。

民生委員・ 児童委員 の声 ■健康で安心を実感できるまちづくりに向けて重要だと思う取組では、「地域での活動の中心となる人材を育てる」(50.0%)が2番目に高くなっています。 (第1部 総論 第2章-3(2)⑤参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 地域福祉に関する関心を持ちましょう。(再掲)
- 福祉や人権など社会が抱える問題について理解を深めましょう。(再掲)
- 地域や学校で行われている研修会などに参加しましょう。(再掲)
- 民生委員・児童委員など地域の身近な相談役の仕事で、自身ができる簡単な手伝いやサポートがあれば積極的に行いましょう。
- 民生委員・児童委員など地域の身近な相談役ができそうな人がいたら、紹介しましょう。
- 地域のお世話役を担っている人は、地域福祉に関する研修などに積極的に参加し、理解を 深めましょう。

(3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- 地域活動団体や各種ボランティア団体、NPO等が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。(再掲)
- 地域の人達が地域福祉に関心を持てるように地域福祉に関する情報提供をしていきましょう。(再掲)
- ゴミ出し、買い物、通院などの日常生活での困りごとを抱えている人に対し、地域で声を 掛け合いながら、できる範囲で助けあい、支えあいましょう。
- 民生委員・児童委員など地域の身近な相談役の仕事を理解し、地域全体でサポートをして あげましょう。



(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-21	地域の役員を中心とした見守り支援	区長、民生委員・児童委員等の地域の役員やボランティア活動者との連携を深め、見守りが必要な方への支援と連携強化を行います。
社-22	小地域福祉活動のた めの人材の養成と発 掘	地域における支え合い活動の啓発を重ね、地域活動への参加 を促すと共に、誰もがお互いに見守りあい、支え合うことがで きる地域づくりを促進します。
社-23	福祉を担う人材の養 成と活動支援	地域生活課題に対応するボランティアの養成講座や福祉入門 講座、地域支え合い講座等を通じて、福祉意識の向上や地域福 祉への理解促進を図ると共に、福祉を担う人材を養成し、活動 を支援します。
社-24	企業による福祉ボラ ンティアや医療介護 と地域の連携促進・ 活動支援	企業や医療・介護等の専門機関と地域活動をつなぎ、地域福祉活動の新たな支え手の養成を図ると共に、地域貢献等の活動を支援します。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-21	民生委員・児童委員 の活動支援	新任の民生委員・児童委員向けの研修の実施や地域の福祉を必要としている方のリストの提供、活動内容の広報等を通じて、民生委員・児童委員の活動を支援します。また、行橋市社会福祉協議会と連携しつつ、民生委員・児童委員の活動をサポートできる地域の人材を発掘します。	地域福祉課
行-22	民生委員・児童委員 の人員配置適正化	一斉改選の際に、人員の定数について見直 しを行い、人員配置の適正化を図ります。	地域福祉課
行-23	自治会活動の支援	行橋市社会福祉協議会と連携しつつ、自治 会の福祉活動や地域防災活動に関する支 援を行います。	防災危機管理室 地域福祉課
行-24	人権擁護委員の活動 支援	本人の同意のもと、地域でお困りの方など の情報を人権擁護委員に共有する等、活動 の支援を行います。	人権政策課
行-04	福祉に関する市民大 学講座の充実 (再掲)	地域福祉を題材とする市民大学講座を開催し、地域住民等の福祉意識の向上を図ります。	生涯学習課

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-05	総合的な学習の時間 の活用(再掲)	小中学校における「総合的な学習」の時間 等を活用し、福祉を題材とすることについ て、教育委員会や社会福祉協議会と連携し 実施します。	指導室 福祉部各課
行-06	福祉に関する出前講座等の実施(再掲)	地域住民等に対する出前講座、認知症サポーター養成講座、子育て講座等の機会を活用して、福祉意識の向上や地域福祉の理解促進を図ります。	福祉部各課

コラム

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、皆さんの住んでいる地域で、 生活やこどものことなどで困っている方々に対して、 自立した日常生活を営むための相談に応じて、助言及 び情報を提供する役割を担っています。お気軽にご相 談ください。

委員の氏名と担当地域は市ホームページに掲載され ています。

(https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/soshiki/17/2111.html)



人権擁護委員

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、 問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力し て人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに 人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を 行ったりしています。

また、福岡法務局行橋支局と行橋人権擁護委員協議会では、「常設相談所」を開設しています。離婚、相続、遺言、家庭内のもめごと、隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごとがあれば、ひとりで悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。



<常設相談所>

福岡法務局行橋支局1階 相談室(行橋市大橋二丁目22番10号)

※電話でも相談できます。(全国共通番号 0570-003-110)

お問合せ先:福岡法務局行橋支局 総務係 0930-22-0476



第3章

基本目標3 さまざまな機関が連携して 支援できるしくみづくり

1 権利擁護体制の推進

(1) 現状と課題

中核機関として設置された「行橋・京都成年後見センターおれんじ」が中心となり、関係機関との連携や各種相談窓口の権利擁護に対する理解が促進されつつあります。

高齢化の進行に伴い、権利擁護が必要な方からの相談が増加傾向にあることや、多岐・複雑化 したケースに対応していくためには、引き続き連携強化と様々な福祉関係者の制度の理解促進が 必要です。

また、市民に対する成年後見制度や関連する相談窓口・相談員の周知・啓発を強化していく必要があります。

市民の声	■成年後見制度の認知度についてみると、「知っている」が 30.4%、「何となく知っている」が 28.9%、「知らない」が 22.7%となっています。(第1部 総論 第2章-2(2)⑤参照)
民生委員・ 児童委員 の声	■成年後見制度の利用における課題では、「市民や関係者への制度の周知が不足している」(55.7%)、「手続きの負担が重い・わからないなど、制度の利用申請が難しい」(40.6%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-3 (2) ③参照)

(2) 一人ひとりにできること(自助)

- 人権問題や成年後見制度などの理解を深めましょう。
- 権利擁護を担う人材(市民後見人等)を養成する研修に参加して、地域で活用しましょう。
- 虐待と思われる子ども、高齢者、障がい者等を発見した場合には、必ず市や専門的な相談 窓口に通告、相談しましょう。

(3)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- みんなで協力して差別のない地域社会の実現に努めましょう。
- 人権問題や成年後見制度に関する地域での学習の場をつくりましょう。
- 地域で子どもや高齢者、障がい者を温かく見守り、異変に気づいたら行政などに相談しましょう。

(4) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-25	権利擁護体制の強化	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関である「成年後見センターおれんじ」との連携のもと、権利擁護に 携わる職員のスキルアップを図るとともに、市民向けの生活 支援員の養成講座を企画する等、体制の強化に努めます。
社-26	日常生活自立支援事 業の推進	高齢や障がいなどによって、一人では日常生活に不安がある方に向けて、福祉サービスの利用援助や相談支援、金銭管理、重要書類の預かり等を通して地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。
社-27	法人後見事業の推進	認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が低下した方を 対象に、社会福祉協議会が法人として後見人業務を行い、支援 します。
社-28	権利擁護における多 機関連携の強化	「成年後見センターおれんじ」、障がい者等基幹相談支援センター、高齢者相談支援センター等との連携を深め、権利擁護に 関する相談を素早く受け止め、適切な支援が展開できる体制 を整備します。

(5) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-25	地域連携ネットワー ク構築の推進	権利擁護支援の地域連携ネットワークに おける中核機関である「成年後見センター おれんじ」及び各関係機関と連携し権利擁 護支援体制を強化します。	福祉部各課
行-26	成年後見人等候補者 の受任調整機能の充 実	「成年後見センターおれんじ」が担っている受任者調整機能について、対象範囲の段階的拡大により、本人の権利擁護支援のため、適切な成年後見人等が選任されるしくみを充実させます。	地域福祉課
行-27	関係者に向けた成年 後見制度の研修や啓 発	福祉部職員や各課相談機関職員、民生委員・児童委員、金融機関職員等に向けて、 成年後見制度に関する研修や講座、勉強会 を実施します。	人権政策課 福祉部各課
行-28	成年後見制度利用支 援事業の活用促進	成年後見制度の利用が必要な方で、本人に 身寄りがなく申し立てを行うことが困難 な場合や家族から虐待を受けている方に 対し、市長が代わって申し立てを行う「成 年後見制度利用支援事業」の活用促進を図 ります。	介護保険課 障がい者支援室



第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-29	成年後見制度における法人後見実施機関の支援	法人後見実施機関である行橋市社会福祉 協議会等が、適切な後見業務をおこなうた めの体制確保にあたり、必要な支援をおこ ないます。	地域福祉課
行-30	要保護児童対策地域 協議会の充実	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行います。	子ども支援課
行-31	人権に関する相談窓口の周知	福岡法務局行橋支局における人権擁護委員の活動や子どもの人権110番、特設人権相談等について、市ホームページや市報、SNS等の様々な媒体を通じて周知を行います。	人権政策課



第2部

各論

□ラム 『成年後見センターおれんじ』ってどんなところ?

行橋市・みやこ町・苅田町が共同運営で、令和2年7月に「中核機関」として「成年後見センターおれんじ」を設置しました。

成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるように、関係機関や専門 職等との、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

【事業内容】

■成年後見制度に関する相談支援

本人、家族、関係機関などから成年後見制度に関する総合的な相談をお受けいたします。

制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法などを説明いたします。

■成年後見制度利用促進

本人にふさわしい成年後見制度 の利用に向けた検討・専門的判断を します。

■成年後見制度の広報・啓発

事が、中後の形式ののは、 日元 身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報・啓発をします。

■後見人等支援

本人を後見人などとともに支える、地域の関係者、相談機関等の「チーム」による対応をめ ざします。後見人等から相談があった場合や本人の状況の変化などに応じ、チーム編成や支援 内容の変更を検討・判断するための支援をします。

■関係機関等との連携及び調整地域の関係機関と連携を図り、ネットワークづくりに取り組みます。

【事業所概要】

〒824-0063 行橋市大字中津熊 501 行橋市総合福祉センター ウィズゆくはし内 電話番号:0930-26-8910 FAX番号:0930-26-8912 相談受付時間:9:00~17:00

成年後見センターおれんじホームページより(https://seinenkouken-orange.jp/)





2 多機関協働による相談体制の整備

(1) 現状と課題

様々な「地域生活課題」を抱える市民やその家族からの相談、また地域の身近な相談者として 相談を受けた民生委員・児童委員やボランティア等からの問合せを各相談機関等がまず受け止 め、関係課及び専門機関で必要に応じてケース会議を行いながら、課題解決に向けた支援を行い ます。これらの体制をバックアップするものとして多機関協働による相談体制を体系づけていく 必要があります。

民生委員・ 児童委員 の声

■普段の活動の中で相談したり協力を求めている関係団体では、「高齢者相談支援センター」(82.1%)、「自治会(区)の役員」(78.3%)、「社会福祉協議会の窓口」(47.2%)が上位にあげられています。(第1部 総論 第2章-3(2) ④参照)



(2)地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

● 個人、家庭、隣近所の困りごとなどの解決に向けて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめ、高齢者相談支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、 生活相談センター等の相談窓口を積極的に活用しましょう。

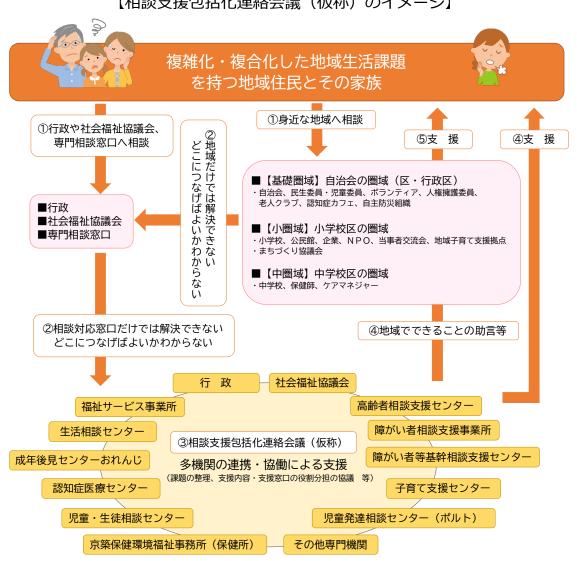
(3) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-29	包括的な相談体制の 構築	各関係機関との連携を深め、多機関協働のもと包括的な相談 支援に努めます。
社-30	幅広い世代の相談を 受け止めることがで きるネットワークの 構築	幅広い世代に向けた生活支援・相談対応を見据え、福祉施設や 社会福祉法人、各種相談機関とのネットワークを構築します。
社-31	関係機関と連動した 相談支援体制の整備	社協組織内及び、ウィズゆくはし内の各機関(生活相談センター、「成年後見センターおれんじ」、子育て支援センター等) との連携を深め、様々な相談を包括的に受け止め、属性を問わない相談支援ができる体制づくりに努めます。

(4) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-32	「相談支援包括化連 絡会議(仮称)」の設 置・開催	複雑化・複合化した地域生活課題に関する相談を必要に応じて関係者間でケース共有し、支援内容の整理や検討することを目的とした「相談支援包括化連絡会議(仮称)」を設置・開催します。	地域福祉課
行-33	多機関協働による相 談対応	複雑化・複合化した地域生活課題に対して、「相談支援包括化連絡会議(仮称)」の もとケース共有及び支援内容の検討を行い、行政関係各課や専門相談窓口、専門機 関と連携・協働して対応します。	関係各課
行-34	医療と福祉の連携体 制構築	退院した人や持病を持っている人、障がいを持っている人等が、地域で安心・安全な生活を継続できるよう医療と福祉の連携体制を構築します。	福祉部各課

【相談支援包括化連絡会議(仮称)のイメージ】





3 地域が必要とする「地域における公益的な取組」の実施

(1) 現状と課題

行橋市社会福祉協議会を中心として、社会福祉法人が連携・協働し、地域公益活動を進めることを目的とした「行橋市社会福祉法人連絡会」を開催していることや、介護職員による講座、企業・法人による移動支援、運動の場の提供、見守りなどを推進してきました。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で社会福祉法人等が地域と関わることが困難な状況にありますが、本計画の最終年度である6年後を見据えて、体制を整えておくことが重要です。

民生委員・ 児童委員 の声

■地域の福祉事業者に期待することについてみると、「様々な方が交流できる居場所づくりへの協力」(51.9%)、「地域活動への参加・協働」(45.3%)、「地域への福祉等に関する情報発信」(42.5%)が上位にあげられています。(第1部総論 第2章-3(2)④参照)

(2) 地域ぐるみで取り組むこと(自助・共助)

- 社会福祉法人は地域における公益的な取組を行い、地域に貢献しましょう。
- 地元の企業や商店などが率先して、地域内の様々なネットワークに関する事業や取組に協力しましょう。

(3) 社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容
社-32	地域における公益的な取組の推進	社会福祉法人との連携のもと、地域活動の活性化と地域課題の解決に向けた公益的な取組(ドライブサロン事業等)を実施します。
社-33	様々な団体の地域活動への参加促進	企業や福祉施設、社会福祉法人等による地域活動を推進する とともに、地域への幅広い活動の参加に向けたボランティア 登録等を推進します。
社-34	様々なニーズに対応 できる幅広いネット ワークの構築	地域ニーズの早期発見に努めるとともに、幅広いニーズに対 応できるよう、各機関・法人・企業等とのネットワークを構築 します。
社-16	社会福祉法人連絡会 の活動推進及び地域 活動団体との連携促 進(再掲)	社会福祉法人連絡会と地域福祉活動ネットワーク推進協議会等の連携を促進し、地域生活課題を把握できる体制を構築するとともに、地域生活課題に対して社会福祉法人連絡会等のネットワークによる公益的な取組を活用した解決を目指します。

第2部

各論

(4) 行政が取り組むこと

No.	取組名	取り組み内容	担当
行-35	社会福祉法人による 地域における公益的 な取組の支援	社会福祉法人が、地域における公益的な取組を実施するにあたり必要な、地域ニーズに関する情報提供や情報収集について、行橋市社会福祉法人連絡会とも連携しながら、制度の狭間の問題に対応する取組として支援します。	福祉部各課
行-36	民間企業等における 公益的な取組の支援	民間企業等と連携しながら、地域ニーズに 応じた公益的な取組を推進し、制度の狭間 の問題に対応する取組として支援します。	福祉部各課

^{⊐ラム} 『地域における公益的な取組』って何?

平成 28 年度の社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人は「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記されました。

これは、地域共生社会に向けて、制度や公的サービス等で満たされない支援ニーズについて も率先して対応するという、社会福祉法人の本来の役割を明確にするためのものです。

厚生労働省は、下記のような取組を「地域における公益的な取組」であるとしています。

- ・地域ニーズを踏まえ、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や、既存の社会福祉 事業等のサービス内容の充実を図るもの
- ・行事の開催や、環境美化活動、防犯活動など、地域住民の参画や協働の場を創出することを 通じ、間接的に社会福祉の向上に資する取組
- ・災害時に備えた福祉支援体制づくり
- ・関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組
- ・地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成 (平成30年1月23日 厚生労働省『社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について』より)

なお、行橋市では<u>社会福祉法人だけでなく、民間企業による地域公益活動など幅広い視点で、インフォーマルなサービスを充実させていきたいと考えています。</u>

くドライブサロン事業の様子>





第3部 計画の推進方法





1 計画内容や進捗状況の周知

本計画を推進するためには、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもら うことが必要です。

また、計画の進捗状況についても、市の説明責任として市民等に定期的に知らせていくことも 重要です。

このため、市報や市ホームページ、多様なSNS、専用サイト・アプリ等の媒体を使った広報や出前講座等により、計画の周知・浸透を図ります。

2 協働による計画推進

本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠です。

このため、市民をはじめ、地域のさまざまな関係団体・機関や事業者等と連携・協働し、地域 に根ざした取り組みを進めていきます。

3 計画推進に適した庁内体制の整備

この計画は、保健福祉施策に関わる個別分野の計画に共通する、地域福祉全般に関わる理念や 基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持っ て進めていくことが必要です。

第4期計画でも、地域福祉の推進を図るため、防犯・防災、公共交通、情報発信、まちづくり や教育との連携は特に重要と考えます。

4 計画の実践と進行管理

本計画については、第2部各論で整理した各施策の取り組みを進めていきます。

また、この計画の推進と進行管理については、「推進委員会」「推進実務者会議」の2つの組織で、地域福祉推進に向けた検討を行うとともに、年度ごとの進捗状況の確認や評価を行っていきます。

資 料 編





1 計画策定の経緯

期日	主 な 内 容		
令和3年11月12日	令和3年度 第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・行橋市における包括的な支援体制の整備について		
令和4年3月8日	令和3年度 第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第4期行橋市地域福祉計画・行橋市地域福祉活動計画の体系について ・行橋市「地域福祉に関する市民アンケート」の実施について		
3月~4月	「地域福祉に関する市民アンケート調査」の実施		
4月25日	令和4年度 第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・第4期行橋市地域福祉計画・行橋市地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・第4期行橋市地域福祉計画・行橋市地域福祉活動計画の体系について ・行橋市「地域福祉に関する市民アンケート」の実施について		
6月	「民生委員・児童委員アンケート調査」の実施 「関係団体アンケート調査」の実施		
9月5日	令和4年度 第1回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・行橋市の地域福祉を取り巻く現状と課題について ・各アンケート結果の報告について		
10月13日	令和4年度 第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について		
11月4日	令和4年度 第2回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について		
12月1日	令和4年度 第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について		
12月20日	令和4年度 第3回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について		
令和5年1月16日 ~2月10日	計画原案に対するパブリックコメント		
2月22日 (書面開催)	令和4年度 第4回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について		
3月6日(書面開催)	令和4年度 第4回 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会 ・第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について		



2 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会等 設置要綱・名簿

(設置)

- 第1条 みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び行橋市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づき、地域福祉を推進し、計画の進行管理及び計画の見直しを行うために次の組織を設置する。
 - (1) みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)
 - (2) みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議(以下「実務者会議」という。)
 - (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第55条の2第6項に規定する住民その他の関係者の意見聴取に必要な会議体(以下「地域協議会」という。)

(委員会)

- 第2条 委員会は、条例及び計画に基づき地域福祉の推進、進行管理及び外部評価並びに計画の見 直しを行う。
- 2 委員は、別表1に掲げる団体等から市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(実務者会議)

- 第3条 実務者会議は、条例及び計画に基づく地域福祉の推進及び計画の見直しのための情報の収集、調査研究等を行い、地域福祉推進について総合的に進行管理する。
- 2 実務者会議の委員は、別表2に掲げる部署団体等から、市長が任命又は委嘱する。
- 3 実務者会議に議長を置く。
- 4 実務者会議の議長は、委員の互選により選出する。
- 5 議長は、実務者会議を代表し、会務を総括する。
- 6 実務者会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 7 実務者会議の検討結果は、委員会へ報告するものとする。

(地域協議会)

- 第4条 地域協議会は、法第24条第2項に規定する事業(以下「地域公益事業」という。)を実施 しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項について討議する。
 - (1) 地域の福祉課題に関すること。
 - (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
 - (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。

- (4) その他地域公益事業に関すること。
- 2 第2条第2項から第6項までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「地域協議会」と読み替えるものとする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会、実務者会議及び地域協議会(以下「委員会等」という。)の庶務は、地域福祉課に おいて処理する。

(協力の要請)

第7条 委員会等は、必要があると認めるときは、関係者に対して、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、当該委員会等の委員 長及び議長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日告示第20号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第66号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月1日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月16日告示第20号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後のみんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会等設置要綱第 2条第2項及び第3条第2項の規定による委員の任命又は委嘱に関し必要な行為は、この告示の 施行前においてもすることができる。



<別表1>

【みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会委員(11人)

任期:令和3年4月1日~令和6年3月31日(3年間)

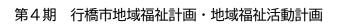
区分	団体名	氏名	備考
学識経験者	福岡県立大学	村山浩一郎	委員長
医療・保健関係者	京都医師会	大 原 紀 彦	副委員長
医源 保健制係自	北九州リハビリテーション学院	森光洋子	
福祉関係者	福岡県京築保健福祉環境事務所	川原敦 (委員任期: ~令和4年3月31日) 岩本治也 (委員任期: 令和4年4月1日~)	
(本位) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	行橋市地域自立支援協議会	坂 元 利 昭	
	行橋市保育協会	坪 井 大 輔	
市民関係団体	行橋市民生委員児童委員協議会	長井久美子	
印氏舆除凹体	行橋市老人クラブ連合会	西江淳	
福祉専門組織	行橋市社会福祉協議会	松本正弘	
本兄 从丰		原 俊 行	
市民代表		植村敏満	

<別表2>

【みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進実務者会議委員(15人)

任期:令和3年4月1日~令和6年3月31日(3年間)

団体・部署名	氏名	役職	備考
福岡県立大学	村 山 浩一郎	福岡県立大学 人間社会学部 教授	議長
行橋市社会福祉	中 村 善 行	地域福祉係長	
協議会	大道佑隆	地域福祉係	
地域福祉課	上 村 雅 子	地域福祉課参事兼健康づくり推進係長 (保健師)	
r	中嶋哲平	障がい者支援係長 (委員任期:~令和4年3月31日)	
障がい者支援室	福森謙二郎	障がい者支援係長 (委員任期:令和4年4月1日~)	
 子ども支援課	吉本昌子	子ども未来係長	
」とロ文版	黒田美保	子育て支援係長(保健師)	
	春 岡 康 浩	管理係長(委員任期:~令和4年4月30日)	
生活支援課	岡田公美子	生活支援課長兼管理係長(委員任期:令和4年 5月1日~令和4年7月31日)	
	矢 形 佳 昭	管理係長(委員任期:令和4年8月1日~)	
	小 堤 かおり	介護保険係長 (委員任期:~令和4年3月31日)	
介護保険課	鍋山義幸	介護保険係長(委員任期:令和4年4月1日~)	
	田代宗徳	高齢者支援係長	
	加治和人	防災係長(委員任期:~令和4年3月31日)	
防災危機管理室	松崎英樹	防災係長(委員任期:令和4年4月1日~令和4年9月30日)	
	中原正和	防災係長(委員任期:令和4年10月1日~)	
人権政策課	城戸陽介	人権政策係長(委員任期:~令和4年3月31日)	
八惟以宋詠	上田慎也	人権政策係長(委員任期:令和4年4月1日~)	
教育総務課	井 上 尚 史	教育政策係長	
指導室	中野公摂	指導係長	
生涯学習課	増 田 昇 吾	生涯学習課長兼生涯学習係長(委員任期:令和3年11月1日~令和4年3月31日)	
一"工"口叫	林 真希子	生涯学習係長(委員任期:令和4年4月1日~)	





<事務局>

地域福祉課	橋本明	地域福祉課長
	田中雅俊	福祉政策係長
	揚村 加菜	福祉政策係

第4期 行橋市地域福祉計画·地域福祉活動計画

発行 令和5年3月

編集 行橋市地域福祉課・社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会

<行橋市地域福祉課>

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

<社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会>

〒824-0063 行橋市大字中津熊 501 番地

TEL: 0930-23-1111 FAX: 0930-22-2903

